

新旧対照表

(名称) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 (抜粋)

現 行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。</p> <p>(2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。</p> <p>(2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。</p> <p>(3) 資源物 <u>紙類、布類、金属類、びん類その他規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(4) 資源集団回収 <u>自治会、町内会等の営利を目的としない団体が、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集又は運搬を行うことをいう。</u></p> <p>(5) 資源集団回収登録団体 <u>規則で定めるところにより市長が行う登録を受け、資源集団回収を行う団体をいう。</u></p>
<p><u>(家庭から排出された廃棄物の所有権)</u></p> <p>第25条の4 <u>一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物の所有権は、横浜市に帰属するものとする。</u></p>	<p>削除</p>
<p><u>(廃棄物の持去りの禁止)</u></p> <p>第25条の5 <u>市長が指定する事業者以外の者は、前条の廃棄物を持ち去ってはならない。</u></p>	<p><u>(廃棄物等の持去りの禁止等)</u></p> <p>第25条の4 <u>市長又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物の集積場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。</u></p> <p>2 <u>資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、資源集団回収登録団体が資源物の収集又は運搬をする場所として指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。</u></p>

(報告の徴収等)

第 48 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第 49 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(罰則)

第 51 条 (本文省略)

(報告の徴収等)

第 48 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、質問をし、報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第 49 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地、建物、車両、船舶その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(第 2 項及び第 3 項省略)

第 9 章 罰則

(罰則)

第 51 条 第 25 条の 4 第 3 項の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 52 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(過料)

第 53 条 (本文省略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

○横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成4年9月25日

条例第44号

横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和46年12月横浜市条例第60号)の全部を改正する。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 市民の参加及び協力(第7条—第13条)
- 第3章 減量化及び資源化の推進(第14条—第22条)
- 第4章 廃棄物の適正処理(第23条—第38条)
- 第4章の2 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続(第38条の2—第38条の6)
- 第5章 一般廃棄物処理計画(第39条・第40条)
- 第6章 地域の清潔の保持等(第41条—第43条)
- 第7章 手数料等(第44条—第47条の4)
- 第8章 雑則(第48条—第51条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するためには、資源を循環利用し、かつ、廃棄物の発生を限りなく抑制する社会の実現を目指して総合的な廃棄物対策を的確に実施する必要があることにかんがみ、これに対応するため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。

(横浜市の責務)

第3条 横浜市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 横浜市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。

3 横浜市は、前2項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 横浜市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第2章 市民の参加及び協力

(市民の参加及び協力)

第7条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(啓発活動)

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の意識の啓発を図る

よう必要な措置を講じなければならない。

(市民の活動への援助)

第9条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行わなければならない。

(横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会)

第10条 減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、横浜市の住民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平16条例74・一部改正)

(委員の任期等)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境事業推進委員)

第13条 市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、環境事業推進委員を委嘱することができる。

2 環境事業推進委員は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する横浜市の施策への協力その他の活動を行う。

第3章 減量化及び資源化の推進

(横浜市の減量化及び資源化)

第14条 横浜市は、その業務の遂行に当たっては、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に定める再生資源をいう。)及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平12条例81・一部改正)

(再生利用等促進物)

第16条 市長は、再生利用等を促進する必要があると認められる製品、容器等を再生利用等促進物として指定することができる。

2 再生利用等促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら再生利用等促進物の回収を行うこと等により、その再生利用等の促進に努めなければならない。

3 市長は、再生利用等促進物の再生利用等が促進されるよう、事業者及び市民と協力して、再生利用等促進物の周知、その再生利用等の啓発等に努めなければならない。

(適正包装の推進)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 市長は、事業者が物の販売等を行う場合の適正な包装の指針(以下「適正包装指針」という。)を策定し、これを告示するものとする。

3 事業者は、物の販売等に当たっては、適正包装指針に従うよう努めなければならない。

4 市長は、適正な包装の推進を図るため、第2項に規定する適正包装指針を策定するほか、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発並びに適正な包装の実施に努めている事業者の周知を図ること等の措置を講じなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第18条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化を図らなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(計画書の提出)

第19条 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から発生した事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化・資源化等計画書」という。)を毎年1回、市長に提出しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、減量化・資源化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

第20条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(改善勧告及び公表)

第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第18条第1項、第19条又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

第22条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第2項の規定による公表の後においても、同条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

第4章 廃棄物の適正処理

(土地占有者等の自己処分の原則)

第23条 土地又は建築物の占有者及び使用者(事業者を除き、占有者及び使用者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(平19条例53・一部改正)

(事業者の自己処理責任等)

第24条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第25条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬(横浜市の処理施設における排出を除く。)又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(平10条例53・平19条例53・一部改正)

(家庭から排出される廃棄物の排出)

第25条の2 占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例53・追加)

(事業系廃棄物の排出)

第25条の3 事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。

(平19条例53・追加)

(改善勧告等及び命令)

第25条の3の2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(平19条例53・追加)

第25条の3の3 市長は、事業者が第25条の3の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表された者が、第1項の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平19条例53・追加)

(受入拒否)

第25条の3の4 市長は、前条第3項の規定により命令を受けた者が、第25条の3の規定に違反して自ら搬入した事業系廃棄物を横浜市の処理施設に排出したときは、期限を定めて、その者が搬入する事業系廃棄物(その者が排出する事業系廃棄物に限る。)の受入れを拒否することができる。

(平19条例53・追加)

(家庭から排出された廃棄物の所有権)

第25条の4 一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物の所有権は、横浜市に帰属するものとする。

(平16条例13・追加、平19条例53・旧第25条の2線下・一部改正)

(廃棄物の持去りの禁止)

第25条の5 市長が指定する事業者以外の者は、前条の廃棄物を持ち去ってはならない。

(平16条例13・追加、平19条例53・旧第25条の3線下)

(横浜市が処理する事業系廃棄物)

第26条 横浜市は、事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの(以下「事業系一般廃棄物」という。)について、一般廃棄物処理計画に基づき、その処分を行うほか、次に掲げるものに限り、収集及び運搬を行うものとする。

(1) 住居に併置する事業所で規則で定めるものにおいて排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

(2) 規則で定める福祉関係事業所において排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

(3) 管路収集施設を利用している事業所において当該施設を利用して排出される事業系一般廃棄物

(4) 仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)

(5) 緊急かつやむを得ない事情があると市長が認めた事業系一般廃棄物

2 法第11条第2項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物で、事業者に処分させることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上横浜市が処分する必要があると認められるものとする。

3 前項の規定により横浜市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平12条例81・平16条例74・一部改正)

(事業者の届出等)

第27条 前条第1項第1号から第3号までの事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、一の建築物内で事業を営む事業者のうち2以上の事業者が届け出るときは、それらの事業者に代わり、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者が届け出ることができる。

2 前項の規定により届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により届出をした者は、当該事業系一般廃棄物を、市長が定める方法により排出しなければならない。

(平12条例81・全改)

(製品等の適正処理の確保)

第28条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対しその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその処理が困難になることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第29条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第30条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定に基づき横浜市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性物質を含むもの

(2) 著しく悪臭を発するもの

(3) 危険性のあるもの

(4) 容積又は重量の著しく大きいもの

(5) 前各号に定めるもののほか、横浜市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの

2 占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(廃棄物の保管場所の設置)

第31条 事業用の建築物を所有する者又は建設しようとする者(以下「建築物所有者等」という。)は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物建設者」という。)は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置)

第32条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

第33条 市長は、建築物所有者等若しくは事業用大規模建築物建設者が第31条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物建設者が前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者に対し、保管場所の設置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

第34条 市長は、建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が前条第2項の規定による公表の後においても、同条第1項の規定による勧告に従わなかったときは、当該建築物又は事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(開発事業に関する事前協議)

第35条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、その開発事業を行う区域から当該開発事業の完了後に生じる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(廃棄物搬入の届出)

第36条 占有者等又は事業者は、一般廃棄物又は第26条第2項に規定する横浜市が処理する産業廃棄物を横浜市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその種類、数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

(事業系一般廃棄物管理票)

第37条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

2 受託一廃運搬業者は、運搬を委託された事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた事業系一般廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、受託一廃運搬業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、事業系一般廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託一廃運搬業者に回付しなければならない。

4 前項の場合において、受託一廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた事業系一般廃棄物管理票を送付しなければならない。

5 市長は、受託一廃運搬業者が事業系一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された事業系一般廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(産業廃棄物管理票)

第38条 規則で定める事業者は、その産業廃棄物を横浜市の処理施設に運搬する場合で、当該運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物収集運搬業者(以下「受託産廃運搬業者」という。)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

2 受託産廃運搬業者は、運搬を委託された産業廃棄物を横浜市の処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた産業廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、受託産廃運搬業者が委託された産業廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、産業廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該受託産廃運搬業者に回付しなければならない。

- 4 前項の場合において、受託産業廃棄物搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた産業廃棄物管理票を送付しなければならない。
- 5 市長は、受託産業廃棄物搬業者が産業廃棄物管理票を提出しないとき、又は提出された産業廃棄物管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該産業廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第4章の2 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続

(平10条例53・追加)

(対象施設の種類)

第38条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(平10条例53・追加、平23条例26・一部改正)

(縦覧等の広告)

第38条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を公告するものとする。

(平10条例53・追加)

(縦覧の場所及び期間)

第38条の4 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の公告において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の公告の日から起算して1月間とする。

(平10条例53・追加)

(意見書の提出先及び提出期限)

第38条の5 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、市長が第38条の3の公告において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(平10条例53・追加)

(環境影響評価との関係)

第38条の6 対象施設の設置又は変更(法第9条の3第8項の規定による届出を要する場合に限る。)に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく環境影響評価の手続において、同法第27条の規定による評価書の公告があったとき。

(2) 横浜市環境影響評価条例(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく環境影響評価の手続において、同条例第33条の規定による評価書の公告があったとき(同条例附則第3項の規定により、同条例第32条に規定する評価書とみなされた書類の公告があったときを含む。)

(平10条例53・追加、平22条例46・平23条例26・一部改正)

第5章 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画)

第39条 横浜市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(平19条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第40条 市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

第6章 地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持等)

第41条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器を設けること等により、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

3 第1項に規定する公共の場所の管理者は、資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

(土地の管理)

第42条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有

し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している場合で、当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地所有者等に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(あき缶等の散乱防止)

第43条 市長は、あき缶等の散乱を防止するため、市民に対して意識の啓発を図るとともに、市長が指定する区域内において市長が指定する製品、容器等の回収を促進するよう必要な措置を講ずることができる。

第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第44条 横浜市が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は処分する場合は、別表第1に定める額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の5割以内において規則で定める額を加算することができる。

(平5条例57・平8条例18・平12条例45・平12条例81・一部改正)

(手数料の減免等)

第45条 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認める場合は、前条第1項又は第3項に定める手数料を減免することができる。

2 前条第1項又は第3項の規定により徴収した手数料は、返還しない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平8条例18・平12条例81・一部改正)

(産業廃棄物処分費用)

第46条 法第13条第2項の規定に基づき横浜市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する処分に要する費用(以下「処分費用」という。)の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、処分費用の徴収については、第44条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定を準用する。

(平8条例18・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円

(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 10,000円

(3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円

(4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(6) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(平15条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第47条の2 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の許可に係る法第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円

イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円

(2) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円

イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 100,000円

(3) 一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(4) 一般廃棄物処理施設/譲受け/借受け/許可申請手数料 1件につき 73,000円

(5) 一般廃棄物処理施設/合併/分割/認可申請手数料 1件につき 73,000円

(平12条例45・追加、平12条例81・平13条例24・一部改正)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条の3 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第14条第2項若しくは第7項、法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 81,000円
 - (2) 産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 100,000円
 - (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 81,000円
 - (4) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 100,000円
 - (5) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 73,000円
 - (6) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 94,000円
 - (7) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 74,000円
 - (8) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 95,000円
 - (9) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 71,000円
 - (10) 産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 92,000円
 - (11) 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 72,000円
 - (12) 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 95,000円
 - (13) 産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
 - (14) 産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
 - (15) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
 - (16) 特別管理産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (平12条例45・追加、平15条例53・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第47条の4 法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第15条の2の6第1項の規定により産業廃棄物処理施設の許可に係る法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第15条の3の3第1項の規定により産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
 - (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料
 - ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
 - イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
 - (3) 産業廃棄物処理施設／設置／変更／許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
 - (4) 熱回収施設認定申請手数料 1件につき 33,000円
 - (5) 熱回収施設認定更新申請手数料 1件につき 20,000円
 - (6) 産業廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請手数料 1件につき 73,000円
 - (7) 産業廃棄物処理施設／合併／分割／認可申請手数料 1件につき 73,000円
- (平12条例45・追加、平12条例81・平13条例24・平15条例53・平23条例26・一部改正)

第8章 雑則

(報告の徴収等)

第48条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第49条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第51条 詐欺その他不正の行為により、手数料及び処分費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 第25条の3の2第2項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出した者は、2,000円以下の過料に処する。

3 第25条の3の3第3項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

(平19条例53・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を横浜市に依頼している事業者に関する第27条第1項の規定の適用については、第27条第1項中「依頼しようとするときは」とあるのは、「既に依頼している場合においては、この条例の施行の日から3箇月以内に」とする。

3 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則(平成5年9月条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第27条第2項の改正規定は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例別表第1の家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料に係る規定は、この条例の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成10年12月条例第53号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年5月規則第60号により同年6月12日から施行)

附 則(平成12年3月条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月条例第81号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(第47条の2第4号及び第5号並びに第47条の4第4号及び第5号の規定を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の収集、運

搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用については、なお従前の例による。

3 新条例第47条の2第4号及び第5号並びに第47条の4第4号及び第5号の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

附 則(平成13年3月条例第24号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月条例第53号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年3月条例第13号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月条例第74号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第26条第1項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に横浜市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用し、同日前に横浜市にし尿の収集・運搬及び処分を依頼する場合の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月条例第56号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の次に5条を加える改正規定(第25条の2及び第25条の3に係る部分を除く。)及び第51条に2項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年2月規則第6号により同年5月1日から施行)

附 則(平成22年12月条例第46号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成23年3月条例第26号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第44条第1項)

(平5条例57・平8条例18・平12条例81・平16条例74・平17条例56・一部改正)

種別	取扱区分	手数料の額
動物の死体		1個につき 6,500円
し尿	第26条第1項第4号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器1基につき 3,000円
動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物	(1) 第26条第1項第3号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	1キログラムにつき 26円
	(2) 第26条第1項第5号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、排出方法を勘案して市長がその都度定める額
	(3) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	1キログラムにつき26円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第44条第3項の規定に基づき規則で定める額を加算する。
	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合	1キログラムにつき 13円
	(2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないとき	1立方メートルにつき 3,250円

備考 動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき、又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル

未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

別表第2(第46条第1項)

(平10条例53・平12条例81・一部改正)

取扱区分	費用の額
(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1キログラムにつき 13円
(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1立方メートルにつき 3,250円
(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1キログラムにつき 13円
(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1キログラムにつき 15円50銭

備考 産業廃棄物の処分に要する費用の額を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき、又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

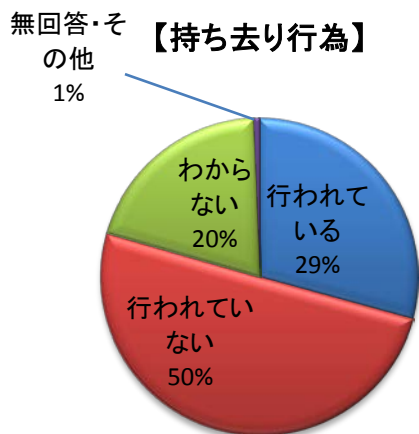
資源物持ち去りに対する市民アンケート 調査結果

平成24年2月 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会

◆調査期間	平成23年12月～平成24年1月
◆対象者	横浜市内の資源集団回収の実施団体 3,915団体
◆回答数	1,189団体(回答率 30.4%)

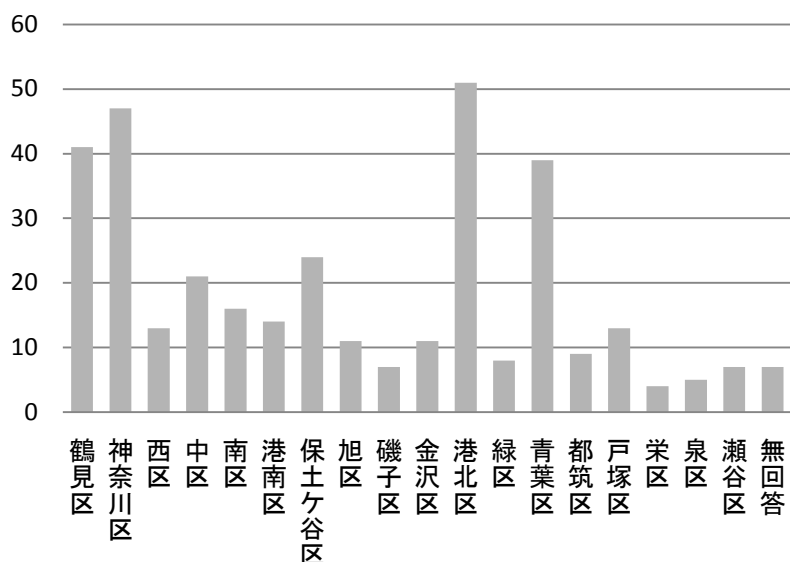
〈持ち去り行為について〉

あなたの地域(または回収地域)では、市の登録業者以外の者が無断で資源物を持ち去る、いわゆる「持ち去り行為」が行われていますか？(1つを選択)



行われている	348	29%
行われていない	597	50%
わからない	237	20%
無回答・その他	7	1%
計	1,189	100%

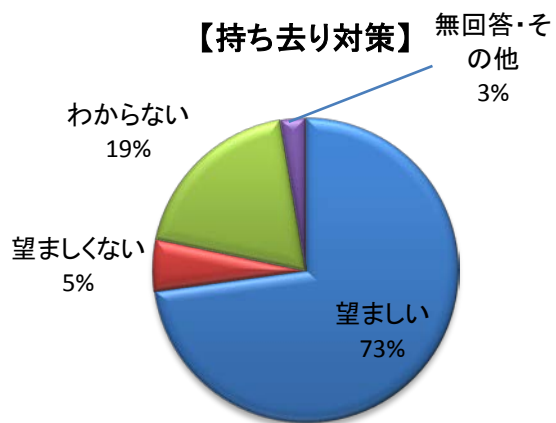
【持ち去り行為(区別)】



鶴見区	41
神奈川区	47
西区	13
中区	21
南区	16
港南区	14
保土ヶ谷区	24
旭区	11
磯子区	7
金沢区	11
港北区	51
緑区	8
青葉区	39
都筑区	9
戸塚区	13
栄区	4
泉区	5
瀬谷区	7
無回答	7
計	348

〈持ち去り対策について〉

現在、当委員会では「持ち去り行為」について、刑事処分として扱われる罰金の適用を視野に検討をしています
あなたは、持ち去り行為を防ぐための罰金処分の適用についてどう思いますか？（1つを選択）



望ましい	866	73%
望ましくない	65	5%
わからない	226	19%
無回答・その他	32	3%
計	1,189	100%

〈持ち去り行為について〉

- 1 あなたの地域(または回収地域)では、市の登録業者以外の者が無断で資源物を持ち去る、いわゆる「持ち去り行為」が行われていますか？(1つを選択)
- 1 行われている 2 行われていない 3 わからない [→ 集計結果は別紙参照]
- 2 持ち去り行為で迷惑していること、また問題点は何ですか？(自由回答)

持ち去り行為が「行われている」と答えた方の回答	
1	自治会に入会している方々で資源再利用対策に協力をしているので、分別により換金率の良い資源物を持ち去られることは、出す側も回収に当たる業者側にも損失が生じている。
2	一定の場所を集積場として、登録業者に依頼しているが(後かたづけもしてくれる)、持ち去りは、散乱させたまま必要な物以外は置きっぱなしで近所迷惑である。
3	業者ではない、自転車を持っていく人はいる。
4	せっかくプールしたアルミ缶を持ち去られた。
5	たまに缶が持ち去られている。
6	注意すると「俺たちはこれで生きているんだ！」とすごまれて、二度と注意がしにくい。
7	資源集団回収(新聞)を行っているが、せっかく出したのに、何もならない。アルミ缶はビニール袋を破ってしまい、そのままの状態である。
8	持ち去る方の生活もあるでしょうが、アルミ缶のみの持ち去りはよくないと思う。古紙についての持ち去りは不明である。
9	子ども会への支援を目的としているのに、交付金が減額されている。持ち去り業者は、自分が必要とする紙類のみ持ち去り、紙置き場を散らかして去っていく。
10	マンションの敷地内まで入ってこられたことがあり、注意したら、それからは来なくなった。
11	ビニール袋をあけ、アルミ缶のみ持っていく。注意も怖くてできない。早朝、あちこちで見かける。
12	資源集団回収に支障をきたす。
13	アルミ缶は玄関内、ごみ置き場は扉があるので被害は今のところない。
14	担当者が朝立ち等、余分な時間を費やしている。また、危険である。
15	回収手数料を払った物等を持ち去られる。
16	新聞紙が特に行われている。積載車とバイクの2台のチームでバイクが先行して集積所の情報を連絡して速やかに持ち去る。
17	奨励金で自治会(公園の草刈り等)の業務を実行している。
18	回収が早い時間帯のため、他の業務をしながら見張っている。
19	誠に残念だが、生活費の一助としての行為であると思われる。
20	古新聞のみ持っていく。当連合自治会では、缶の回収をしていないため、アルミ缶を持ち出されている。
21	プッシュの鍵付き置き場だが、清掃中はモップなどを洗うため開けていたために何回か持ち去られた。今ではいつでも扉を閉めているので持ち去りはない。
22	アルミ缶を集めている人がたまにいる。
23	缶のみ持ち去られている。
24	指定業者への回収物が減って気の毒である。少ないので回収してもらえなくなると困る。警察に持ち去り車のナンバーを届けたが、解決にならず。

25	新聞販売業者による古紙の回収をやめていただきたい。会員間の不協和音の因。新聞販売業者を装って回収している者がいる。また、軽トラで2人がかりで金属の回収にまわっている者がいて、「ダメだ！」と声をかけても無視される。
26	旭区では2カ所で発生した。PRの旗を立てても持ち去った。犯人が全くわからないので問題だ。マイクで回収を呼びかけている車が怪しい。かなりの量なので車だと思う。
27	リサイクルして市の資源となる物を、個人の資産とするのは問題だ。
28	クリーム色のトラック(2トン車)で早朝6~7時頃、集積場に車を横付けし、持ち去った。
29	持ち去った資源を受け取る業者も対象としてほしい。
30	常習的な持ち去りのため、いさかいが絶えない、また、後出しの処理回収の責任でもめている。
31	古紙の集団回収をしているため、奨励金が少なくなっている。
32	午前7時頃、他県ナンバーの車両が来て、新聞紙だけを持ち去る。奨励金の減少などの被害が目立っている。
33	団地内私有地に、まず自転車で物色し、その後軽トラックで持ち去る。日本人ではなく、注意できる状況ではない。
34	注意したいが、外国人みたいで怖い。車に積むのが早い。住民には、会議などでナンバーを見るだけでいいと言っている。
35	廃品回収量が減る。町内会員の協力する気持ちが下がる。
36	町内会員の協力を無視した行為で許せない。業者の収集が時々午後までできないことがある。
37	1年前にあったが、最近はないようである。町内会に回覧をまわし、8時過ぎに出すよう、協力をお願いしている。早朝に持ち去ったと聞いたので…。
38	子ども会や自治会の資源であり、何回注意しても堂々と持っていく。(鶴見方面へ自転車と小さなリヤカー付きで)
39	寒くなってから見かけなくなった。奨励金が減った。持ち去りされないよう出す時間を気にしてくれる人がいる。地域の方の行為が無駄になる。
40	自治会として減収になる。持ち去り業者は車の運転が乱暴。
41	注意しても言うことを聞かない。
42	朝早く、自分たちの集荷前に巧みな時間帯を狙ってくる。
43	当回収場所は、敷地内にあるため被害なし。
44	アルミ缶の持ち去り、シールの貼ってある粗大ごみの持ち去り等。
45	古着類の入っているポリ袋を破かれて、中の物を散乱したままにしておくこと。(何を物色してるのかは不明)
46	子どもが目撃したとき、何をしているのかと疑わしい目で見てしまう。
47	アルミ缶を分別したものを業者の回収前に持ち去りを行うことがたまにある。今年中で3回くらい。
48	町内の皆さんが分別に協力してくれているのに、登録業者に回収してもらわないと奨励金が入らない。回収しているのが正規の業者かわからないときがある。
49	時々行われており、特に新聞、本、雑誌等が持ち去られる。
50	缶、瓶に限って行われている。業者ではなく個人である。
51	持ち去ってもいずれは資源循環になれば、多少は許せる。問題は散らかされることにある。ごみ置き場が平常通りになることが持ち去り者のマナー。
52	アルミ缶が過去2回ほどあった。現在は無い。
53	新聞紙が狙われていて、マンションなど集団住宅の物がごっそり盗られていて困る。

54	当マンション敷地内までは入ってこないため、特になし。
55	古紙とアルミ缶。収集場所が荒らされる。(せつかくの整理が無意味) 自治会収入源が減らされる。不審者の立ち入り。
56	見て見ぬふりをする人がいるからだと思う。
57	アルミ缶の持ち去り。
58	業者のような大きなトラックで、新聞だけ5、6個さつと積んで行ってしまった。
59	新聞紙だけを持っていかれる。
60	指定業者の方はネームプレートまたはIDカードを着用すること。未登録者をなくす。
61	アルミ缶を持って行って、後始末をしないで持って行く物だけを探し出している。
62	アルミ缶、段ボールを持っていくので、自治会での収入が少なくなる。
63	資源の再利用(有効活用)に対する意識を高めることに反社会的行動となるため。
64	軽トラでの持ち去りは明らかに犯罪行為。(ただの生活困窮者ではない。)
65	活動費にしている。そのことを町内会員も理解して、支援してくださっている。それに対して申し訳ないと思うが 対策もない状態で困っている。
66	アルミ缶のみを持ち去る。
67	特にないが、防犯カメラに持ち去るのが写る。
68	ナンバーを確認しても、その後の結果報告もない。(警察等) 特定業者が何回も回収している。
69	持ち去りにより、資源回収の意味がない。
70	各家庭の財産物の提供により、町内会としてまとめている物である。やはり、持ち去り行為はされたくない。
71	自治会専用アルミカゴから持っていかれる。
72	必要な物だけ持ち去り、あとのごみを減茶苦茶に放っておく。
73	回収日を知っており、トラックで新聞紙だけを持ち去る。
74	資源回収奨励金はわずかでも減ることは町会運営上困る。
75	資源回収奨励金に影響すること。
76	アルミ缶は行われている。持ち去りにより、収入の目減りがある。
77	他のごみを散らかしていく。かけてあったネットは外してそのままの状態。
78	自治会会員の皆様に協力をいただいている行為が、逆に悪質業者のための回収活動になっている実態を会員 の皆様に申し訳なく思っている。
79	住民共通財産が失われ、奨励金も減ってきている。古紙、古布を出すよう、地域に協力依頼している一方で盗 難が発生しているのは許せない。
80	注意するのは怖いと思うし、他の役員もそのように感じている。
81	集積所近隣でつぶしたり、仕分けをしたりしている。
82	最近はないが、半年ほど前に見受けられた。町内会への奨励金が減少し、会員の意欲の低下にもつながる。

83	自治会・子ども会の収入が減る。声をかけようにも、男性グループだったから注意しにくい。
84	せっかく自治会の活動資金として協力してくれた会員の意志に反する。(ホームレスへのささやかなプレゼントと考えられないこともないが。)
85	空き缶は未就業者の所得のために黙認しているが、古紙についてはトラックで来て、素早く持ち去ることがある。
86	直接的にはない。持ち去り行為は当地区では木曜日に行われており、当町会は土曜日の回収なので。
87	持ち去っていくのがわかっているけど、注意するのが怖い。
88	行われていたように思う。不審者が団地内に入る。市の助成金や買い取り代金などが減る。
89	奨励金の減額。
90	町内会に入る奨励金が減少してしまう。
91	せっかく出したのに、持っていかれると腹が立つので持っていかないでほしい。小遣いかせぎしているのだと思う。
92	新聞紙のみ持ち去り、収入減となる。
93	特にアルミ缶であり、町会の集団資源回収に支障がある。
94	アルミ缶の持ち去り行為がある。
95	奨励金交付がなくなり(または減少により)、町内会活動そのものに費用面で影響が及んでいる。
96	ステッカーを購入しているにもかかわらず、持ち帰られること。
97	実施団体への奨励金が減ってしまうこと。
98	過去に行われていた。注意した際は立ち去るが、繰り返し来る。マンション管理員のいないときに来る。
99	早朝からの缶の音。
100	VTR機器でデータ削除したが、指定業者でない持ち去りなので心配。
101	新幹線高架下で缶つぶし作業をしている。アルミ製品(缶、フライパン等)のみ持ち去りしている。
102	泥棒と同じ。
103	山手駅近くの大和町でアルミ缶の回収が朝6時台に数台の自転車でされている。
104	女装趣味の路上生活者が、資源回収日に布類の中から女物の衣類を持ち去ることがあり、気味悪がる人もいる。
105	本来の回収業者に委託しているので、循環サイクルが薄れる。注意をしても逆ギレされて、刃物を持っていないか等、非常に怖い。
106	以前より減少している。子ども会活動資金の減。
107	特にアルミ缶である。ただ、持ち去り人物がホームレスみたいな人が多く怖い。
108	以前、数回あったが現在は無い。奨励金額が減額となる。ごみ置き場の扉は常時施錠してあるが、飛び越えて侵入するため、防犯上好ましくない。
109	新聞持ち去り多発。注意した際のトラブル。(開き直りが多いので、二度と注意できない。)
110	ビニール袋を破って必要な物だけ持って行くので困っている。
111	2、3の事例はあるようだが、目立つほどではない。

112	アルミ缶を選別して持ち去る。
113	正確には「行われていた」。現在は来ていない。奨励金とトイレトペーパーがなくなる。敷地内不法侵入。
114	自治会員の資金減になる。窃盗犯には大変迷惑している。
115	行政の怠慢、厳しく対応すべき。
116	何度注意してもやめない。厳重な取り締まりをしてほしい。
117	主に新聞。3、4カ月前くらいまではあったが、回収日はなるべくモニターで見えるようにして、3回くらい話をした。最近はない。専門業者の方もこちらで把握している。
118	朝早く、缶の音で目が覚める。
119	整理されて束ねてある新聞紙を主に持ち去る。
120	町内の方が違法行為をする人と遭遇したときに危険だと思う。
121	実施団体奨励金の減。
122	空き缶の持ち出し。
123	以前行われていた。せっかく自治会で出している資源の収入が少なくなる。回収業者なのか、無断の持ち去りなのか判断がわかりづらい。
124	持ち去りの後がグチャグチャになっている。
125	古紙回収の奨励金を予算に計上しており、会の運営等に支障をきたす。また、新聞紙のみ高く買ってもらえるからだ。
126	町会の財源に影響。窃盗罪ではないか。取り締まってほしい。
127	無断持ち去り業者を1回見つけて厳重注意を行った。地元子ども会への奨励金でもある原資であり、各戸の町内会員の皆様に依頼をしてお出しいただいているところからも大変迷惑である。
128	いつ、だれが持っていくのかわからないが、減っている。
129	近所の方がせっかく集めている気持ちを損なわれることが不快である。持ち去り現場に居合わせても、なかなか声をかけられないことは問題である。
130	空き缶のみ。
131	回収は市の登録業者が新聞、段ボール、雑誌、その他古紙類、布類を回収して、資源回収の支払い通知書に記載され振り込まれるが、アルミ缶、スチール缶、その他金属の回収では、回収量がいつも「0」で、支払いも「0」となっている。
132	1月4日に被害に遭い、新聞紙をすべて盗まれた。子ども会などの資金源の減少。
133	回収金額が減少する。
134	集積場所に業者名のシールを貼っているのでも、業者のトラックも社名入りだとよと思う。トラックだけでは業者かわからない。
135	昨年はマンション内にて資源棚を荒らされ、雑誌のみが何度か持ち去られた。マンション内出入り口は24時間自由出入りできるので、カメラで確認したが、帽子等深くかぶっているのでも顔が判明しない。築30年なので、出入り口の改修ができないとのこと。当マンション対策として、物置に雑誌は保管している。
136	建物内のごみ置き場に入ってきて持ち去られた。以後は注意して現場で見張るようにしている。
137	資源回収奨励金が減ってしまう。整理されたごみがバラバラになる。
138	持ち去り後、必要のない缶等が飛散している。
139	ごみ袋をいっぱいにして出す準備をしている物をごみ袋ごと持っていかれるため、毎回新しいごみ袋を出す必要がある。

140	奨励金が減ると町会活動に支障をきたす。
141	子ども会の収入になるので、活動費が減ってしまう。
142	時々見かける。誠に残念だが、生活費の一助としての行為であると思われる。
143	昨年か一昨年に見たことがある。
144	町内会の収入減。
145	犯罪行為を目の当たりにしている不安感が広がること。自治会の収入減となること。
146	業者さんから、たまにだが先に新聞だけが持ち去られていたことがあったと聞いて、せっかく町内会を出しているのに嫌な気持ちになった。
147	整理して出しているのに、良い物だけを持っていき、残りはグジャグジャにする。回収車はだれが見ても判別できる目印をつけてほしい。
148	アルミ缶のみ持ち去り、スチール缶等を袋に戻さずバラバラにするため、整理が大変である。注意すると、反対に脅かされることがあり怖い。生活費の一部にしていることは理解できるが、正しい賃金の取得に努力すべきである。
149	廃品回収当日にあった。
150	町内会皆さんの協力で資源回収が行われているが、奨励金が減少してしまう。
151	ごみの袋の中を勝手に開けて散らかす。プライバシーの問題もある。
152	現在は特にない。(回収時間を早くしてもらった。)
153	条例違反という罪の意識が感じられず、堂々と持ち去っていく態度に不快を感じる。
154	私どもの置き場では、特に空き缶(アルミ缶)の持ち去りが多く、抜き取った後、そのまま(袋を開けたまま)で去ることが多い。
155	アルミ缶だけをあさって持っていくところを注意した。
156	奨励金が少なくなり、地域の協力体制が崩れる。
157	粗大ごみが持ち去られている。自転車やスーツケースを持ち去られ、使えないことに気づいて、また捨てられると困る。
158	奨励金が少なくなり、町民の協力が無駄になる。
159	新聞紙などを夜中に出す、あるいは早朝に出すため、朝5時30分～6時頃、暗いうちにトラックで持ち去る。
160	その場所で、缶(アルミ缶)をつぶしたり、選別して、必要な物以外を雑然と置いていく行為が迷惑である。
161	資源として出している物を持ち去られると自治会経費が減少することと、ごみ置き場が汚れる。
162	公園の中で町内から集めたアルミ缶の整理をしており、公園利用者が不愉快な思いをしている。不法行為を見逃している後ろめたさも感じさせられている。
163	時々行われている。資源ごみを盗まれることで、子ども会・老人会への配当金が減少すること。
164	特に決まった場所はなく、時折行われている。
165	他で自転車で来て、アルミ缶の持ち去るのを時々見る。ごみ置き場が乱雑になっていないか？
166	資源回収協力者への説明のしようがない。
167	町民の皆さんが協力してくださっている。この代金は、非常用水の購入に充てている。町会が小さいので、子ども会・老人会等にも利用させていただいているので、とても残念である。何とか市でも対策を考えていただきたい。

168	アルミ缶を個人で回収している。ごみ置き場は単体で施錠するようになっているが、居住者が自由に出入りすることができるので、鉢合わせのようなこともあり、危険を感じている。
169	資源回収の実績が悪くなってしまう。
170	一昨年、被害にあった。
171	新聞等を前日から出しておくからいけないので、当日早朝8時30分までに出すよう呼びかけている。
172	登下校時に自転車で持ち去り行為があると、子どもたちと接触しそうで危ない。
173	特にアルミ缶の持ち去り時の後かたづけ。
174	ごくまれにだが…。悲しいことである。
175	町内会あて奨励金交付額が減る。町内会として会員あてに資源物の持ち出しを勧奨しているが、持ち去りがあると会員の持ち出し意欲に低下をきたす。
176	特定のアルミ缶に限って紛失することがある。
177	地域の子ども会や婦人会が資源回収で還元されるお金を活動資金の一部として充てているが、持ち去りにより、その資金が少なくなる。金になる物だけ(アルミ缶)を持ち去り、片づけないので散らかる。
178	持ち去り行為を見張ることが困難。掲示で注意するのみでは効果なし。
179	自治会、子ども会の資金不足による活動の低下。
180	ルール違反だということ自体、不愉快。ごみをかき回す行為は不衛生。
181	奨励金の受取金が少なくなる。
182	廃品回収で自治会の皆様に出していただいた物。申し訳ない。自治会の活動費になっている。明らかに犯罪である。
183	環境・風紀上、よくないことで、個人及び悪業者グループが周辺に存在していることが心配である。
184	ごみを散らかす。奨励金の減少。
185	会員から何とかならないか…との苦情はあるが、実害は少なく、今のところ特に問題点等はないと考えている。
186	常に鍵をかける必要があるので、回収日は必ず立ち会っている。(ごみ置き場。)うっかり鍵をかけ忘れたときに、持ち去り行為にあった。
187	新聞の収集が遅いために草加ナンバーの車が持ち去ることが多々ある。
188	資源回収資金の減少。(回収金を子ども会、民生委員、環境委員、老人会に配分しているが、減少のため困っている。)
189	空き缶は目に余る。自転車で女性。注意しても無視。
190	ごみ庫の扉を開けて、空き缶のみ抜き取っていく。
191	以前のような瓶・缶ではなく、衣類やリサイクルできそうな小物を物色している姿を見かけたことがある。
192	奨励金が減ることと住民の意欲減退。
193	特に迷惑は受けていない。
194	町内会の回収努力に支障をきたすとともに、収益・奨励金交付額の減収になる。
195	全部を持ち去るのではなく、子ども会の指定各集積所から新聞の束を2、3束ずつ持ち去っていて、持ち去ったかどうかわからないようなやり方をしている。春日部ナンバーの車で来ているようだ。
196	団体奨励金は町内会活動に役立っているため。

197	現在、アルミ缶のみを持っていくが、後かたづけをちゃんとやっていくので、あまり問題は発生していない。
198	町内会運営資金が目減りする。
199	市の資源循環局の職員が見て見ぬふりをしていることが最大の問題。アルミ缶回収も自治会の収入源としていた。アルミ缶の持ち去りが完了してから瓶の回収車が来る。現場に来て、何の注意もしない。市職員の教育が先である。
200	指定業者の目印(旗を車につけるとか)がないので、区別がつけにくい。
201	回収場所が乱れる。(散らかる。)資源物に出す意欲も薄れる。不衛生である。
202	勝手に適当に持って行くので、後が散らかっている。当自治会は二つの業者が入っているが、お互いを敵視して穏やかでない。収入になるはずの物が収入にならない。
203	ただし、毎収集日ではない。特に迷惑と思われる行為はない。
204	雑誌類が多いが、現在は発生していない。
205	自治会員の好意が無になる。集積場所が一カ所でないため監視ができない。
206	特に新聞紙が回収業者が来る前に持ち去られ、回収業者が新聞だけを先に回収している状況である。
207	金物が中心。なべ、釜等が中心なので直接的にはない。
208	1~2回で後はない。集積場所を乱す。
209	自治会で地域の住民に協力をお願いして、回収に力を入れている手前、大変迷惑している。
210	まだ見たことはないが、行われていると思う。各団体に入金が少なくなると思う。
211	空き缶等を持ち去り後、後始末が悪く清掃が大変。発見して注意すると罵声を浴びせられ、嫌な思いをした。
212	アルミ缶。
213	自治会に交付される奨励金が入らない。
214	毎週金曜日に回収しているが、その前日の夜、アルミネットが満杯になった頃を見て、アルミネットごと持ち去られた。去年は6件くらいあった。
215	私の地域では新聞のみをやられている。(目つきの悪いやつ)
216	せっかく集めた資源物を無断で持ち去られることは奨励金の交付に影響が出る。現在は明確な罰則制度がないから。
217	以前、軽ワンボックス車でアルミ缶を堂々と車に積んでいるところを注意したら、逆に怒られたという話を聞いた。奨励金の減少により、自治会活動に影響が出てくる。奨励金を予算計上しているため。
218	行政当局の職員の回収時には、ほとんど持ち去られ、ごみだけ残る。
219	あたりが汚く、注意すると脅してくる。
220	行われていた(平成22年6月)。集団回収奨励金が減額される。新聞紙を持ち去られたお宅がトイレトーパーをもらえない。正規業者が置いていかないと疑われる。
221	きれいにしているのに、引っかき回し、バラバラに散らかして放置する。
222	持ち去った後の汚れ、整頓。
223	奨励金の減少。資源循環意識の減退、妨害。地域の安全性の不安、環境への不安。
224	行われているのは、通常週1回のごみの日。さまざま大きな課題があり、解決策があるとよいのだが。見逃しているのが現状である。
225	回収車が市の登録業者のものか判断できない。

226	アルミ缶あるいは新聞・雑誌等を持ち去った後の片づけをしなくてはならないこと。(要は金目の物だけ持ち去る行為。)
227	缶の回収日に限り、アルミ缶だけ我が物顔で持ち去る。
228	子どもたちのために1カ月ためて回収場所に出しているのに、子どもたちのために使うことができない。
229	粗大ごみの手数料を支払っているのに、持ち去られると払った意味がなくなる。
230	この行為を監視することが難しい。
231	行われていると聞く。事実なら自治会への収入が減る。(現実に減っている。)
232	資源回収補助の減。ごみの散乱。
233	地域の安全が守られない。不安。
234	ここ3~4カ月は無い。町会の収入が減ること。
235	昨年は何回か持ち去りがあったが、今年(平成23年度)は一度もなかった。雑誌とか新聞とかを持ち去って、雑紙だけ置いていくので、後始末が大変である。
236	町内会も資源回収を実施しているが、当日早朝持ち去る。アルミ缶のほとんどが持ち去られたこともある。
237	110番通報してもパトカーの到着が遅いため、なかなか持ち去り人の確保が難しく、2人のけが人を出している。
238	缶を持ち帰るために瓶を出して散らかしていく。
239	当マンションでは、部外者の出入りをしっかりと管理しているので、持ち去りはないが、許可されていない者が敷地内に立ち入ることが一番問題と考えている。
240	アルミ缶等は全部持ち去られている。
241	持ち去り物はアルミ缶のみ。注意しても再々行うこと。行政で統一した掲示板を作成してほしい。
242	住民の3R運動の意識の低下を招く。
243	怖くて言えない。(仕返しがあるかも。)
244	持ち去り人は自転車、バイク、小型軽トラック等である。
245	地域住民の協力が無駄になり、困惑している。自治会の回収ではなく、新聞店の回収に出すようになってしまっている。
246	登録業者にとって、大変迷惑。
247	子ども会の資金として利用しているので予算が減り迷惑している。
248	子ども会の回収の場合、お金が減ってしまう。
249	平成22年度ごろに登録業者以外の者がトラックで新聞のみを持ち去ったとのうわさを聞いたことがあったが、最近(23年~24年)では話を聞いていない。地域の各団体が資源集団回収を推進してきているときに、決められた業者以外に持ち去られては奨励金の減額になる。
250	アルミ缶の資源回収は実施していないので現在は問題ない。
251	出した物の中から物色して持ち去りますので、集積場所が散らかったままで汚い。
252	他人の物を持ち去ることは泥棒行為である。一般ごみの収集所に集めること。
253	空き缶のみ。

254	自治会の会員の皆様が自主的に資源の回収に協力している。自治会への奨励金の金額が減少することで、回収に協力しなくなるおそれがある。回収業者の車の横に社名、商店名の(見やすいような)ステッカーをつけてほしい。たまたま、無名車で回収するときがある。
255	楽して必要な物を持ち去る行為は反社会的。業者の勢力を助長する可能性がある。
256	アルミ缶を持っていってしまうこと。
257	出す曜日に？
258	子ども会の運営資金として回収に協力しているのに、個人の利益のために持ち去りされてしまい、会の運営に支障が出る。また、大きな袋を自転車に積んで走行しており、危険だと感じる。
259	特に大きな問題にはなっていない。
260	粗大ごみで申請したが、持ち去られたことがある。
261	持ち去り行為を注意した人が怒鳴られるなどのトラブルがある。
262	私の町内会も被害にあっている。町内会を運営していく上で町内会費を除くと唯一の収入源である奨励金(町内会費(年額)の約10%に相当)の交付が減ることが痛手である。
263	過去にあったが現在は資源ごみはない→集めた落ち葉の持ち去りがある。落ち葉を持ち去るだけならば、まだ許せるが、近くの公園や子ども住宅敷地内(管理組合共有地)の物置の裏側等にまき散らすので、大変迷惑している。
264	後始末(アルミ缶以外の放置)。
265	自治会、子ども会の活動費の一部である。
266	ごみ置き場の散らかし。奨励金の減。
267	1カ月に1回くらい、新聞、アルミ缶。(子ども会用に出してある物は、まだ持っていかれたことはないが、瓶・缶の収集日の物は持っていかれている。)
268	資源回収収入が自治会費に影響がある。持ち去り事業者には車名がない。おかしい車であることはわかるが、注意できない。
269	昨年1回、回収業者が来る以前に他県のナンバーの車が来て走り去っただけなので、まだ問題はない。
270	束ねてある物がほどかれて散らかる。数量が減る。
271	私のところはシャッターの中にごみ置き場があるため、侵入できない。特に迷惑はないが、日に日に人数がふえている。また、数人集まって酒盛りをしていることなど、驚きと恐怖を感じることもある。
272	問題点はあまりない。近辺の住民はリサイクル品として供出していると思う。
273	新聞をまとめた物。
274	瓶・缶などは袋を開けられて、そのままごみ袋を放置されたり、他の場所で荒らしたごみの残りを自転車から投げっていくのを目撃したことがある。また、小さい子どもを連れているときなど、自宅の集積所に持ち去る人がいると怖い。
275	集積所を散らかしていくこと。
276	業者による大量持ち去りは未だないが、アルミ缶を個人が自転車を持ち去るのは時々ある。(業者が組織的にこれを買取っているのかは不明。)当町内で集団回収の対象は古紙、古布であるが、持ち去りがあった場合は町内会収入となる奨励金も少なくなり、回収意欲の低下が心配される。(現在、古紙、古布の持ち去りはなし)。
277	資源物は自治会、町内会の財産であるから。
278	アルミ缶を持ち去る。ごみ設置場所で選別している。
279	時に古新聞の持ち去りを業者らしき人が行っている。依頼業者が困る。
280	山になった他の物が崩れている。

281	住民の皆様にごみの減量化と再資源化を図るため、協力をお願いしているが、住民の関心が少し低いのではないかと思う(持ち去りについて)。
282	自転車の荷台からはみ出すほど積んでいるので、通行人に迷惑する。これを子どもたちが見てどう感じるか気になる。
283	アルミ缶など集積所であさり、そのまま放置していく。
284	持ち去った本などをブックオフで売買している。だれでも簡単に持ち去ることができる(資源回収場所)。
285	アルミ缶の持ち去りがある。
286	町内会や人々の意欲をそぎ、活力を鈍らせる。
287	資源回収として自治会の資源としているので、高値の新聞を盗られるのは痛い。
288	平成23年度に1回だけ通報があった。どこのだれが持ち去っていくのか不明なので、防犯上からも心配、不安である。多少なり、自治会事業費に影響する。
289	奨励金がなくなるので。
290	資源回収による収益が減る。
291	せっかく整理整頓して置いてあるのに、資源物だけを取り、あとは雑にしていってしまうことである。町会の資産を持っていくことは犯罪と同じである。
292	住民の協力があって出している新聞のみ持ち去りされている。
293	行われていたことがある。資源集団回収のときで支障をきたした。
294	時々見かける。町内会の貴重な運営費の一部である奨励金が少なくなることで、必要な物だけを持ち去り、片づけをおろそかにするなど、迷惑行為となっている。
295	町内の皆様にお声がけして缶を含む資源集団回収を積極的に推進し、いただいた奨励金を協力して下さっている皆様に還元すべく、自治会からカラス対策の立体ネットを無償で支給している。皆様が一生懸命協力して分別して下さっている缶やダンボールを盗んでいくのは許されない窃盗行為である。
296	遠目からでは登録業者のトラックかどうかわからないことが問題である。
297	缶・瓶・ペットボトルの回収日の9～10時ごろ、堂々と集積所に入って必要な物だけを抜き取って持つていくので、住民に危害が及ぶことが心配である。
298	町内会の財産の侵略に相当。
299	せっかく出したのに無駄になる。
300	プロ集団がいるのではないか。持ち去りでメリットを得ていると思われる。
301	夜に出す人が多い。朝早く持つていく。
302	不審車(者)が入ることによる事故の心配。また、活動資金の減少。
303	自治会の資源が少なくなる。
304	回収場所でうろろうされると不気味である。
305	市民の義務として分別し、集積所に出している。当然、市に資源物として回収されるものと思っている。資源物として出すことにより、地域が奨励金を受けているが、持ち去りにより奨励金が減ってしまう。
306	町内会資金還元が減少する。
307	古紙回収料が町内会に入らない。(減額している。)
308	町内財政の圧迫。
309	資源回収の減少。

310	分別された物からアルミ缶、新聞紙等は奨励金他に影響が出てくる。
311	最近では各町会で廃品回収をしているので、持ち去りは少ないようである。
312	町内会の収入にならない。
313	古新聞のみを持ち去っているらしく、荷崩れが起きたり、また資金に加算できる分が目減りするし、担当の業者にも悪いと思うので。
314	子ども会行事の資金不足により、自治会予算の持ち出しが増加する。回収業者から苦情を言われたり、住民から苦情がある。
315	資源回収の徹底を町会員にしづらい。
316	自治会にお金が入らない。

持ち去り行為が「行われていない」と答えた方の回答	
1	以前はあったが、最近はない。
2	以前、持ち去り行為があったが、業者の車番等を集積場に貼付し、防止を図った。奨励金の減少と回収業者からの引取金の減少は、町内会収入の減少となる。
3	子ども会の奨励金が減ってしまう。
4	我々の自治会は、管理組合が集積所に鍵がかかるようにしたため、外部の人は入れないので被害はない。
5	現在は持ち去りはないが、以前行われていた。資源回収は市民の任意の時間帯に提供される物を回収するので、持ち去り行為と競合するような形になったことがある。
6	自治会・子ども会に奨励金が交付されず、自治会・子ども会活動の支障になる。
7	マンション内管理なので、地域的には不明。回収集合場所を決めて当番制による見張りを行う。
8	以前あったのかもしれないが、今は行われていないように思う。(持ち去り厳禁の札がある。)
9	ドア内に保管している。行為を目にすることが子どもの教育上よくない。
10	現在は行われていないが、緑区内住人と思われる人物が軽トラでアルミ缶のみ数回持ち去ったことがある。町内会での資源回収実施の推進の邪魔をしている。
11	回収日に出せば、持ち去り行為は少なくなると思う。(防災上からも)
12	持ち去られた資源のルートはどのようになっているのか。
13	マンションの敷地内に置いてあるから。
14	逆に国道(沢渡バイパス)に集積場があるため、資源ごみではないごみが多く放置される。
15	以前は行われていたが、一度注意してから行われていないと思う。(ごみの状況から)
16	初めは何回も来たが、注意しているうちに来なくなった。瓶、缶、ペットボトルが一緒の袋に入っているため、缶のみ取り出す。整理して出しているのに散らかす。
17	新聞、段ボール、本等、資源物はマンション内倉庫に各自が入れて保管。
18	資源物には価値が認められているわけだから、持ち去りは窃盗に相当する。しかし、収集場所に住居表示をするか、または袋に名前をつける必要があるかもしれない。
19	平成23年10月頃からなくなった。
20	町内会指定集積場では行われていない。

21	一度、現行犯逮捕したので今はない。
22	屋内かつ施錠できるごみ置き場のマンションで、以前は1人、本の持ち去りがあったが、今はない。
23	見回っているわけではないので正確にはわからないが、大多数のところには置かれており、住民からの持ち去りの話も聞かない。
24	当所はマンションで敷地内の施錠された集積所に保管し、登録業者が回収しているため。
25	持ち去り行為の確認方法とは？
26	当マンションでは収集が終われば、鍵をかけるようにしているので問題は起こらない。
27	当マンションの古紙・古布の集積場所は、建物内の共用スペースなので、持ち去り行為はないと思う。
28	現状、持ち去られていないようなのでわからない。
29	市の奨励金は自治会の大切な資金となっている。
30	瓶・缶・アルミ缶等分別して出している。持ち去り業者が分別を乱している。
31	当マンションは築25年間、窃盗事件等一度の発生もなく、目下のところ資源物持ち去りもなく安堵している。戸塚署警備担当も管理員住み込みが功を奏していると考えており、小生もすでに14年間従事している。被害を受ければ不公平感が出てくるだろう。
32	以前にはあったが、現在はなし。
33	資源を提供している町内会の皆様のモラルが下がること。
34	室内に置いて、当日の回収時に開放するため。
35	マンション内にごみ置き場があるため、持ち去りはない。
36	奨励金の使途が決まっているが、それが実現できない。
37	各ブロックごとに出す日の当番を決めて持ち去りに注意する。
38	現在は行われていない。
39	ただし、以前は行われていた。資源回収費の収入減。
40	資源ごみの回収は、町内の協力の賜であり、それを持ち去られるということは、回収に対する意欲を欠かすものであり、注意していきたい。
41	ごみ置き場にかかっている。
42	資源回収の持ち去りは聞いたことがない。
43	持ち去りではないのだが、他の地域から車で来て、引っ越し時のごみやキャンプなどで出たごみをそのまま多量にごみ置き場や道路に置いていくことがあって困った。
44	持ち去り行為は今のところない。むしろ、不法投棄のほうが問題である。
45	昨年、夏から秋にかけて盗難事件があった。現在は行われていない。回収量の減と町内会への入金への減少につながる。
46	坂の上なので、登ってこない模様。下ではよく見かける。
47	倫理上、考えられない行為と言えるが、現実なら対処するしかないと思う。
48	廃品として出している缶・瓶のうち、アルミ缶については持っていく人を見かけた人がいる。後を散らかさないよう注意するのみ。
49	住民のボランティア意識をそぐ。

50	当地域ではない。
51	2、3年前にはあった。
52	直接的被害は発生していないが、同行為により、実施団体さんと業者さんの協力体制が崩れてしまう。
53	回収業者が重量測定時、登録しているか検査の必要があると思う。
54	2年くらい前から行われていない。
55	当集積所は集合住宅の玄関先のため、出入り者が多いので持ち去りはない。
56	当自治会は古紙、新聞、古布等は自宅前に出している。アルミ缶のみ集積所に出している。第1、第3の日曜日に行っている。
57	行われていないと思う。
58	以前は持ち去り行為があったが、当町内担当の業者が現場を押さえ、業者より断固抗議をしたところ、それ以来なくなった。
59	以前はあった。
60	ほとんどない。
61	資源回収率が少なくなる。
62	現在は行われていないが、公道(車道)に面しているところが少ないためか？
63	マンション内置き場のため。
64	過去に何度か雑誌の持ち去りが目撃されているが、現在は報告されていない。奨励金が減る。散らかし。
65	当町会は資源回収日は一般ごみと重なる日があるので、数人の役員が集積場に混ざっていないか整理して出し、回収業者の車への積荷の手伝いを行っているので、問題はない。
66	ただし、2年くらい前に1回だけあった。幸い行われていないが、もし行われていたとすると、次の集積場所を探すのに大変になる。
67	以前はあったようだが、この頃はない。
68	行われていないと思う。もし、持ち去り行為があっても、早朝(または深夜)で実態はわからない。
69	回収業者の生活にもかかわる。
70	現在は行われていないようである。町内会への奨励金が少なくなる点だろうか。
71	たまに、缶等の持ち去りあり。
72	この頃は行われていない。前にはあった。
73	過去には行われていた。だれでもタッチできる場所や置き場であること。
74	実施団体の収入が減ってしまう。
75	以前はあったが、震災後、なくなってきたように思われる。
76	以前には、持ち去りが行われていた時期もあった。資源の中から目的の物だけを持ち去られ、後が汚く近所迷惑である。また、地域として実施しているので、収入減になってしまう。
77	当マンションは鍵のかかるごみ置き場なので、そのようなことはないが、最近、粗大ごみを朝出しておいた物が回収業者が来たときにない、ということが数件起きている。(たとえば、ゴルフバッグとか鉄製品等。)
78	道路脇に置いてある町内会の古紙などは持ち去りが簡単にできる。なぜならば、見張り人がいないこと、その町内会の人々が業者を知らないこと。

79	特に持ち去りの情報は入っていない。
80	持ち去る後が乱雑。
81	資源集団回収をしているので、持ち去られた場合は入金が減ってしまう。
82	以前、数回持ち去りがあったようだが、現在は無い。
83	放置しておけば、地域の皆さんの分別意識の低下を招くのではないか。
84	行われていないと回答したが、町内会役員15名程度の意見である。全戸調査をする必要があるのではないか。
85	今のところ行われていない。2年前くらいにはあった。
86	現在困っていることは、不法投棄されることである。
87	自治会運営費の減少。
88	マンションなので無断侵入。
89	現在のところ、持ち去り行為は聞いていない。
90	私の地域では持ち去り行為は行われていないようなので、問題点はよくわからない。
91	持ち去られていないので、わからない。
92	回収場所近隣の世帯で注意しているので、持ち去り行為は行われていないと思う。
93	新聞、古紙に関しては行われていないと思う。缶をたくさん袋に入れて、自転車に乗っている人を見かけることがあり、危険だと思う。
94	今のところ行われていない。
95	以前は持ち去りがあったが、集積場に指定回収業者名を明示したことにより行われなくなった。
96	今は行われていないと思う。
97	持ち去り行為の現場を確認しづらい。
98	もし、持ち去りをしている人を見かけたら、何と言って注意してよいかわからない。
99	数年前にあったので、注意するようにした。
100	業者ではないが、個人が早朝に缶類をまとめて持ち去るのを数回見ている。
101	会員さんから話が出てこないなので、私どもの町内会では、今現在、別に問題なし。
102	他の町ではほとんど持ち去られている。私のマンションは鍵で管理しているので、持ち去りできない。
103	目撃していない。社会情勢の悪化、道徳心の低下。
104	地域の協力で得られた回収金が外部に流出してしまうこと。治安が悪くなる。
105	以前1回確認。
106	まだ見かけたことはない。
107	現在は行われていない。一昨年には数回あった。

108	以前行われていたことがある。その団体に協力するつもりで出している人の気力を失わせてしまう。回収に対する奨励金が少なくなること。
109	現在は持ち去りはない。
110	立ち会っている。
111	現在は持ち去りはない。
112	町会の資源回収場所からの持ち去りは困る。現在、当町会ではないが、決められた日の資源回収の物品は町会としての大切な資金源となっている。
113	12月、1月に公園清掃後、落ち葉の持ち去りがあった。
114	特に情報は入っていない。
115	資源集団回収の日時を守って出せば、そのような行為はない。

持ち去り行為が「行われているかどうか分からない」と答えた方の回答	
1	持ち去りかどうか分からないが、缶のみが回収されて残された段ボールが散乱して、道路上まで散乱されている。
2	実行場面を見たことはないが、ごみ集積場所が乱雑になるおそれがある。
3	管理組合(マンション)に対する奨励金収入が少なくなる。協力いただいている居住者に対して失礼である。
4	奨励金がもらえなくなる。
5	行政の方々がこのような問題に無駄な時間を費やさざるを得ないこと。
6	持ち去られることで戻し金などが減ってしまうことなので、自治会としては「収入」が減ってしまうことになり、運営上、迷惑することも大いにあり得る。
7	去年は段ボールを持っていかれたことあり。
8	現認していないので分からないが、減量傾向が続くので持ち去られているかもしれない。自治会の財源としているので、収入が減る。
9	必要な物だけを抜き取り、他は乱雑に残される。
10	ホームレスの人が空き缶、古紙を持っていくことなのか？実態を知りたい。
11	回収予定時刻より早く出しておかない。見慣れない車に気をつける。
12	一時ひどかったが、今は見かけない。回収直前に車で持ち去り、悪質。(一般の人は回収業者とってしまう。)
13	市の登録業者以外が持ち去っているかどうか、監視していないので分からない。
14	住民から報告を受けていない。
15	実態を把握していないだけのこと。集団回収を実施している。奨励金はごみステーション等の管理等に充てているが、交付されなくなると自治会運営に支障が出る。
16	資源物は売却により子ども会(自治会)費等の貴重な収入源としている。これが失われることになると困る。
17	当マンションに限ってはでないが、他はわからない。
18	管理状況が不明確。(一般ごみと混在、新聞社収集新聞、集積場ごみ拾い)
19	持ち去られれば、回収分が減少して奨励金が減る→自治会の収入減少。

20	奨励金・協力金の対象物が消滅し、リサイクル協力の対価がなくなること。
21	収入等。また、役員の役割が果たせなくなる。
22	問題点は、自治会で入金されるお金が持ち去った人のお金となってしまうこと。
23	行われた場合は、町内会(実施団体)への収入減になる。
24	子ども会の資源回収による収入が減ってしまう。
25	資源ごみの集積所の監視体制がない。回収で得られた収入を自治会で活用しているため、運営費に影響が出る。
26	地元自治会を巻き込んで、全体で子ども会の運営費に充てようと協力してもらっているのに、持ち去り行為があつては非常に迷惑である。また、治安維持にも問題が出てくるのではないかと。放火や盗み見等。
27	持ち去る現場を確認していない。
28	せっかききちんと整理して保管している物を、盗む行為により、散らかし放題で、後始末しないで行っているのは困る。
29	奨励金による活動資金の減少、モラルの低下(犯罪の増加)につながる。
30	集団回収に対する意欲低下。
31	子ども会の収入が減ってしまうこと。
32	現時点で問題になっていない。注意したときの対応。(口を含む暴力等。)
33	開放になっているため。
34	自治会に入るはずの収入がなくなってしまう点が問題だと思う。
35	市の登録業者とは、どの業者がそうであるかわからない。新聞販売店が読者に回収を呼びかけているのはどちらか。
36	以前、小学校で回収しているとき持ち去りがあり(道路脇)、マンション玄関ロビーに変更してからは持ち去りはなくなった。
37	地域の業者か他の業者か区別がつかない。
38	物がなくなっていることはあるが、車もよく名前がわからず不詳。粗大ごみなどもなくなったことがあるが、それで特に困ったことはない。
39	ごみ集積場を立ち止まって見ている人がいた。町内会に還元される資源を持ち去られると困る。
40	集積所にポスターが等を貼って(罰金処分等)徹底を図ってほしい。
41	奨励金が交付されなくなり、回収活動が阻害される。
42	あるとするならば、回収品目が別々で1日がかりの回収のため、パターンが読まれること。
43	粗大ごみ(家電・ストーブ等)は、年末、時節により持ち去られることがある。
44	以前はあったが、最近ではわからない。
45	我々町内会では古紙回収を目的を持って行っており、うわさに聞く早朝の資源ごみの抜き取りは犯罪行為であり、放置しておくべきではない。失業者が多くなった世相を裏づけている点もあるが、禁煙条例と同様に罰金は必要と思う。
46	協力してくれる市民(区民)の善意がふいになる。長時間の放置。
47	町内会として予算計上し、防災関係用品の購入予定があるため。
48	わからないが、行われていないと思う。

49	集積場所が乱される。月々の支払いも違ってくる。
50	奨励金が毎月ほぼ一定額なので、そのようなことはないと思っているが、あつてはいけないと思う。
51	ほとんどの家庭が資源回収業者による回収のため、持ち去り行為がないのでわからない。
52	水・木曜日で3回の回収がある週があり、気がついていない可能性はある。
53	現時点ではわからない。各区・団体にどこの業者が回収に来ているのか、また、できれば車両番号等を明らかにできればよいと思う。
54	私の町内ではわからないが、新聞は持っていくことを聞いたが、その人は逆に新聞屋さんのほうに出してもらってやっていたが？
55	監視しているわけではないのでわからない。班長さん方に聞いたところ、あまり見かけないとのことだった。
56	せっかく資源回収のために集めたのに、持ち去られると腹が立つ。
57	ビニール袋から衣類(ベスト)を一点持っていくところは見たが、迷惑というほどではない。
58	現在、資源物のアルミ缶については回収業者に依頼していないので、登録業者以外の者が持ち去っているのが現状である。市の資源循環局では回収量が減少するので経費が削減できるメリットがあると思う。
59	月々の自治会の入金がなくなる。
60	昨年度はあったようだ。
61	持ち去り目撃していないので、はっきりわからないが、以前に比べて新聞の量が激減している。町会の資金源としているので困る。
62	はっきりわからないので特になし。
63	以前は行われていた(青葉区)。現在はわからない。自治会の財産のため、窃盗行為は困る。見張りを常にすることは困難で、防ぐには限界がある。
64	場所によっては耳にしている(同じ町内会の中で)。皆さんの好意で出されている物が持ち去られるのは残念。
65	資源物持ち去りの情報が入らない(現在、古紙・古布)。
66	監視できる状況にないので。不明なのは問題である。
67	買い取り業者の存在を無視できない。これらをつぶすほうが先決ではないのか。
68	当会の集積所の一つに屋根のあるところがあって、近所の人たちが随時、新聞、雑誌、本を置いている。会長や役員が整理しているとのことで今まで何事もなかったのに、昨年夏になるころにその荷物がきれいに持ち去られて何もなくなっていた。土砂降りの大雨だったのに見回って見つけた。ちなみに、ここだけで1000kg前後になるので、今もそのまま続けているが…。他の場所は当日出してもらおうところばかりである。
69	昨年春、指定契約業者以外の回収車が持ち去ったとの情報があったが、現在は無い。
70	正規の業者なのか、違うのか見分けがつかない。トラックに目印(旗を立てる)等をつけてほしい。
71	交付金が入手できないこと。ごみ置き場を散らかすこと。
72	正確にはわからない。
73	集積所にトラックが止まっても、そのトラックが登録業者なのかそうでないのかが区別しにくいいため、持ち去り行為なのかわからないのが現状である。
74	もし、行われているとしたら犯罪だと思う。他人の物を盗むことだから…。
75	回収支払い金額が減るのは困る。

「無回答・その他」の方の回答

1 菅田町で見たことはある。

〈持ち去り対策について〉

1 現在、当委員会では「持ち去り行為」について、刑事処分として扱われる罰金の適用を視野に検討をしています。あなたは、持ち去り行為を防ぐための罰金処分の適用についてどう思いますか。(1つを選択)

- 1 望ましい 2 望ましくない 3 わからない [→ 集計結果は別紙参照]

2 その理由は何ですか？(自由回答)

罰金処分の適用について「望ましい」と答えた方の回答	
1	資源回収にて、自治会に活動費を還元していただいていることが助かっている。回収作業を行う業者の方々の立場からしても、率の良い物だけを持ち去られることは商売として考えた場合にマイナスになる。
2	罰金処分の適用は望ましいと思うが、実際問題として、その現場に居合わせるための条件や状況が可能なことなのか？たとえ、処罰しても、その人間のモラルの問題で同じ事を繰り返すと思う。ならば、取られないような策を練るほうが、確実な対応策かと思う。
3	違反行為は厳しくしないと、効果がないと思う。
4	違反者には徹底的に行うこと。
5	登録業者の保護のため。
6	持ち去り行為が「不正」で「犯罪」であることを明確に認識させる必要がある。
7	抑止になるから。
8	違法行為をなくすには、程度の問題でなく、厳重に対処すべきと思う。
9	窃盗行為であるから。
10	業者と契約しているため。
11	再犯防止のため。
12	確信犯であり、良識を求めても、解決は困難である。重罰をもって対処すべきである。
13	刑事処分なり、行政処分なりで罰金等の具体罰がないと、条例等を制定しても無意味である。取り締まりが必要である。
14	横浜市が行う回収活動に大きな支障をきたすのであれば、罰金処分がよいと思う。また、トラックのナンバー等も通知しやすく、注意も地域住民で行え、協力できる。
15	罰金処分をしないと、いつまでたっても直らない。
16	窃盗罪そのものである。
17	正常な労働力(有職者)でいてほしいから。
18	持ち去り行為を防止する効果があると思う。
19	我が国は取り締まりが緩すぎるからか再犯が後を絶たない。厳しくすべき点は厳しくしてもらいたい。
20	分別して集積所に出された時点で、市の物であり、そして自治会の物でもあるので、奨励金が交付されなくなるため。
21	持ち去り行為に限らず、ごみの不法投棄やルール違反のごみ出しなど、どうにかしていただきたいことが多い。ただ、現場を押さえても、住民としては逆恨みが怖いので、直接かかわるには抵抗がある。適用されても効果には疑問がある。
22	違法行為と考えられる。
23	ペナルティーを設定しないと、後を絶たない。

24	泥棒に罰は当然である。
25	指定業者の回収作業にも影響するのと、利益にも影響する。町内会の人たちの意識にも影響する。(出さなくなる。)町内会の活動費の大きな財源になっているので困る。
26	悪徳行為に対して、罰則を与えることは必然である。
27	きちんと分別されている物を、個人の利益のため持ち去ることは許してはいけないと思う。
28	条例化により抑止力になる。
29	奨励金が少なくなる。
30	窃盗罪を適用したらどうか。(刑法第235条)
31	望ましいと思うが、生活費の一助としての行為であると思われるため、非常に難しいと思う。
32	自治会として会員に協力要請しているのに、未登録業者(春日部もいた。資源循環局に届けた)をなくし、正しい回収とするため。
33	規則をも守るよう徹底が必要だと思う。
34	持ち去る人はそれなりに利益を得ていると思うため。
35	犯罪行為だから。
36	無断の者は取り締まる必要があると思う。
37	ルールを守らない者は何らかの処分があってもよい。罰金処分が妥当。
38	とにかく無断で持ち去る行為は犯罪だと思う。
39	窃盗犯罪行為により、罰金刑が望ましい。
40	資源ごみではあるが、持ち去るとするのは盗みになると思う。
41	罰金が目的ではなく、市の姿勢が必要である。
42	ルールが必要である。
43	資源回収事業の妨げとなる。
44	持ち去りで利益を得ているので当然である。
45	抑止力が向上する。
46	資源集団回収事業は私ども自治会にとって重要な財源となっており、せっかく提供くださる会員に申し訳なく思うので、大切に扱いたい。なお、不法投棄やごみの分別不良に対する罰則が実施例ゼロという事態にならないよう望む。
47	現在、子ども会の役員をしているが、古紙回収の奨励金で行事などの運営をしているので、その財源を持ち去る行為は、犯罪と同様だと思う。
48	窃盗罪と思われるため。
49	最近はいろいろな面でマナーが悪い。注意をすれば暴力をふるうので。
50	市で提案されているように不都合があり、対策の効果が期待できると思うため。このような対応に多くの時間を費やすのは不合理と思う。
51	罰金を適用すれば、持ち去りは確実に減ると思う。
52	町内会の会費になるため。

53	法令違反ということなら、何らかの罰則が必要であろう。その一つとして、罰金も一つの選択だと思うので賛成。とにかく再発防止も必要なので。
54	盗みであるから。
55	町内会に奨励金が入るため。
56	罪がないことの重大性を認識しない人がいるから。
57	廃棄したわけではないゆえ、窃盗行為である。刑事処分が相当である。
58	日常的に市民が努力して持ち込み、地域のコミュニティとして活動している上で許し難く、持ち去り行為は犯罪(刑事事件)だと思う。
59	見かけたときは「町内会の財産なのだから持っていくな」と注意をしているが減少しない。法的な処置が必要である。
60	極めて素早いため、監視カメラにも写らない(ナンバーをマスクしている)等で悪質である。
61	罰金処分のやり方で一番良いと思う案がほしい。他の町内会の集積場から自家用車に乗せていくところに入った。そこで一言話したら、戻って置いていき、姿が見えなくなったときに車で持ち去られたことがあった。罰金をどのようにしてやるかが問題となる。
62	他の処分が考えにくい。
63	持ち去り行為をなくすために罰金は必要。
64	子ども会の大事な収入であることと住民の協力があること。
65	許されるようなことではない。
66	持ち去り行為が防げない。
67	不用品と言えども、資源物としての価値があるのだから、それを無断で持ち去るのはやはり犯罪である。
68	業者が違法行為でやっているのであれば、当然刑事処分であるが、個人(老人)が空き缶を集めて生活費にしているように感じるので、刑事処分は気の毒のように思う。
69	持ち去り行為は窃盗罪に該当する。
70	特定の業者が持っていつてくれるよう依頼しているのに、横取り、盗み同然である。
71	住民がきちんと整理している物を盗るから。
72	窃盗行為であるから。
73	昨年より、白のワゴン、春日部ナンバーによる持ち去り被害を受けている。
74	違反行為を放置することは再発につながる。
75	持ち去りが悪いことだとわからない人がいるので、罰金が発生することがわかれば、やらない人も出てくるかもしれないので。
76	持ち去り行為を防ぐためには、何らかの制裁処置が必要に思う。
77	彼らが持ち込む回収業者も同時に罰せなければだめだ。
78	違法行為は法で罰する。(当然の行為)
79	注意や簡単な処分では常習犯なので直らない。罰金は当たり前。
80	資源は持ち主がある(横浜市等)ので、犯罪だと思う。
81	市・町の収入を一部の人が持っていくのは問題だ。

82	一度彼らと対峙してことがあったが、態度から言って、暴力団(反社会的団体)のような感じがした。
83	個人所有権の保護。
84	違反行為であり、やむを得ない。(低所得者、無職者の生活のため、同情の面も若干あるものの、別の社会保障を考えればよい。)
85	当マンションの管理組合としては、資源として売却しているのだから、お金を持ち去られているのと同じと考えている。
86	持ち去り行為を防ぐのに有効であると思うから。
87	持ち去り行為=犯罪である。
88	奨励金の対象となっている物であり、これを持ち去ることは人の財産権を侵害するものである。
89	資源回収や分別に協力しているものを持ち去る等、とんでもないことだ。
90	管理組合への積立金の一部として居住者の方々が協力して下さる物を持ち去ることは、倫理上好ましい行為とは言えないため。
91	自治体で役員をたてて、回収から終了まできっちり管理されているので、普通のごみとは違うので、勝手に持ち去ることはできない。罰金に相当するのではないかと思う。
92	持ち去りも違法行為なので、厳しく取り締まらなないとなくならないと思う。
93	抑止のため。
94	奨励金が適正に交付されない。
95	罰金処分でないで持ち去り行為はなくならない。
96	ごみは市の所有物であるから。
97	人間とは心の弱いもの。罰があるのだ、これは悪いことなのだと思えば、少なくなると思う。でも、テレビで見たがそれを売って食費にしている人もいるとかで…。私は見て見ぬふりをしてしまう。
98	望ましいが、決められた曜日に家庭ごみを出すことになっているが、従わない市民が多くいるが、罰金(2000円)を科せられた例がない(旭区)ことを考えると、罰金ではなく、役所と町内会(環境推進委員)が共同で指導する必要がある。また、持ち去った資源を購入する業者を罰する必要がある。
99	町民が真心で出していただいた心にすまないと思う。
100	子どもたちのために使われるお金が持ち去られることで少なくなってしまうので。
101	違反行為に対して処罰するのは当然と思う。
102	奨励金に影響するのでやむを得ない。
103	資源循環の公平性を維持するため。
104	ニュースなどで見るが、罰金処分は必要と思われる。
105	違反行為者は処罰すべき。
106	窃盗行為なので、当然である。
107	持ち去り行為も不法投棄も、ごみ収集場所は第三者が立ち入り、立ち寄りできない場所である意識を高めること。自治会側の意識も上がると思う。
108	団体奨励金のために町内で協力している行為に対する持ち去りであるから。
109	泥棒行為であり、当然である。
110	窃盗行為にて罰金処分は言うに及ばず、懲役も視野に入れるべきと思う。(そのくらいやらないとなくならない。)

111	奨励金の交付に支障をきたす。
112	正当な登録業者に影響があると思われる。
113	奨励金の横取りに等しい犯罪行為である。循環型社会に全体で取り組もうとしていることに対する反社会的行為である。
114	資源回収奨励金が自治会の資金に大いに貢献している。
115	法治国家につき、当然のことと思われる。
116	持ち去る人間と数回話したら、すべてが生活保護受給者だった。働く気力も体力もあるのに、生活保護を受けて缶等を集めていた。
117	優良なりサイクル可能資源の横領である。(横領罪である。)
118	計画的回収が今後続かなくなるおそれがある。個人情報流出の危険性がある。回収品が乱雑になる。
119	罰金でもしないとなくなってしまうだろう。
120	契約業者に申し訳ない。
121	違法業者の排除のため。不法投棄と同類である。
122	黙って持ち去る行動は反社会的であるがゆえ、制裁が望ましいと思う。ただし、この行為に対してはあまり厳罰は好ましくないと思う。
123	マンション管理組合の財産である。
124	資源回収の趣旨に反するため。
125	窃盗行為と同じだ。
126	罰則がないと効果が得られないため。
127	持ち去った物をどういふふうにするのかわからないので不安になる。有効に使用するには限らないので。
128	協力的に町会に出してくれる品物を無断で持ち去ることは絶対許してはならない。
129	地域住民の活動資金の一部であり、持ち去りはいかがかと思う。ただ、持ち去った缶等を生活の一部に充てている人の方々も考慮してあげなくてはならないのではないかと。
130	罰金が適当なのかわかりかねる。別の方法も検討する必要がある。持ち去り行為をなくす方法の検討が必要。
131	実際には罰金を科したところで持ち去りがなくなるかという点と難しいと思うが、少しでもその歯どめになってくれたらと思う。
132	多発防止を防ぐにはいたしかたないと思う。
133	町内の方々が自治会のアルミ回収に協力して、独自の回収専用カゴを設置したが、自由に入れるから盗まれる。町内の方々の協力、また自治会の活動の資金源が損なわれる。各町内会が回収していない場所、地域はやむを得ない。
134	窃盗犯なのだから、刑事処分にすべきと思う。
135	その地域の資源回収奨励金が交付されているのを横取りするわけで、当然罰金処分である。
136	当自治会でも資源集団回収を続けているが、現在のところ持ち去り行為は発生していない。しかし、自治会員が皆で決めて実施していることに反する行為は許すことはできない。よって、罰金処分の適用は望ましい。
137	住民と行政とで資源物の再利用について協定しているので、無断で持ち去りは犯罪であると思う。
138	厳しい処分にしたなら、行いがなくなると思う。
139	泥棒だから。

140	犯罪を処罰することは当たり前のことと思う。
141	法は守らなくてはいけないし、守らせるべきである。罰金、損害賠償の上、賠償金は盗まれた団体に賠償してほしい。
142	収集場所に置かれた資源物には貨幣価値があるわけだから、持ち去りは窃盗に相当する。ただし、捨てたような排出の仕方では持ち去られても仕方がないから、集荷までの持ち主をはっきりさせる必要がある。
143	違法行為であれば、やむを得ない。
144	自治会として決められた日時に目的を持って集積所に出し、登録された回収業者に渡す物であり、それ以外の持ち去りは窃盗にも当たると思う。
145	資源回収奨励金が交付されない。 市の目指す、市民によるリサイクル活動の障害になる。
146	処分されることにより、持ち去りの件数が減ると思うから。
147	改まらないから。是正対策。
148	健全なルールを確立するため。
149	業者はそれにより利益を得ていることは、罰金等により処分を受けて当然であると考えている。市民にとって、より良い条例の策定を願っている。頑張してほしい。
150	持ち去りは窃盗行為であり、処分は当然のこと。
151	集積所に出された資源物は、町会の財産になるので。
152	町内会としての活動資金となりうる貴重な財産であり、窃盗行為である。買い取り卸業者がいることも問題である。
153	買い取る業者も悪いのではないかと？売り先があるから行うと思う。
154	口頭注意のみでは減らないと思う。
155	会員が古紙を運び込むときと不法業者来たときが運良く合えば、持ち去られる物を確認できるが、毎週その日、その時間帯にだれかが見張っていることは不可能である。また、注意をした会員が反対にすまされたこともあり、会員にできることには限りがある。ナンバープレートなどから業者を特定し、刑事処分が行われるということになれば、持ち去りの抑制につながると思う。
156	無法ではまずい。早期に刑適用を決めるべきである。
157	正規業者に悪影響が及ぶと思われるため。
158	各自治会町内会の皆様の気持ちなのに、知らない業者や持ち去り行為をしている心ない人のためには罰金処分も！
159	窃盗は刑事罰として適用し、盗難防止の抑止対策とするべき。
160	正規の資源回収を妨害するものと思われる。
161	持ち去りは、回収団体にとっての損失行為だから。
162	刑法第235条の窃盗罪に該当する。条例をつくるまでもないと思う。
163	どのようにやるのかはわからないが、それで持ち去りが減るならやってもいいと思う。
164	窃盗行為と同じだから。
165	不法行為を防止するためには、強制抑止作用としては罰則が必要か。
166	持ち去りが明らかならば、1回につき、10000円以上の罰金はあってもよいと思う。今の時代、良心に訴えるという考え方は通用しない。
167	持ち去り行為は、許されないことだ。罰金処分が適当と思う。

168	せっかく出したのに、持っていかれたことがあったから。
169	その地区の回収活動が無駄となってしまう、活動低下になりかねない。地域にもっと取り締まり権限を持たせてほしい。
170	持ち去り防止のため。
171	窃盗行為のため。
172	法律を守ることが必要不可欠。世間、一般の秩序を守ることが大事。
173	常識の限界を超えている。
174	集団回収の奨励金は町内の貴重な活動資金となっている。今のような生ぬるいやり方では悪質な業者は減らないだろう。ちなみに分別違反者に対する処罰も中途半端である。当案件については罰金処分程度の軽いものでよいだろうか。
175	持ち去り行為の刑罰適用には賛成だが、現在の市職員で確認できるか疑問である。単位町内会に摘発を委任してはどうか。
176	町内会や子ども会が奨励金を得られなくなる。あるいは減らされるので。また、持ち去る人はそれを目当てにしているため、罰せられるべき行為だと思う。
177	刑事処分をしなくても行為がなくなるのが理想だが、そうはいきまずまい。望ましくはないが、罰金等の課徴制度が必要と考える。
178	罰金となれば持っていかなくなると思う。罰金という看板(掲示板)を張りたいと思う。町内集積場所が多いので、何枚とは言わないが、数多くほしい。
179	厳しく取り締まる必要がある。
180	罰金を適用しないと、また繰り返してやると思うから。
181	望ましいとは思いますが、持ち去り行為をさせない(物理的に)工夫や、チェック、監視する工夫が必要である。そのためには、集積から回収までを立ち会いするしくみ、しかけが必要だと考える。
182	大型の資源ごみは回収費を市に払って出しているの、持っていかれると損した気持ちになるので。
183	町内会の資金を減少させるため。
184	違反行為だから。
185	行政が積極的に循環型社会を目指している。もちろん、そのルールをきちんと守って継続するためには罰則も徹底するよう条例化すべき。
186	犯罪行為であり、当然と思われる。
187	いわゆる、遺失物横領に当たる犯罪になると思う。
188	不法行為の撲滅として有効な手段である。法の施行に際しての周知徹底、だれが判定するのか、徴収方法等が必要である。
189	木曜日のアルミ缶は黙認するが、日曜日はごみネットボックスの購入のため、特に協力していただいている。刑事罰はもとより、自主取り締まりも実施する。
190	無断で人の物を持ち去るのは法で罰しなければ、法治社会は成り立たないから。当然のことである。
191	法律的に正当性があれば多少とも行為の抑止力になるか？
192	泥棒であるから。
193	粗大ごみにステッカーを購入していながら、持ち去られてしまう。窃盗行為については許すべきではない。
194	集積場に置かれている物品は、市の所有物と理解している。
195	条例違反には罰金は当然。
196	当マンションでは業者(市役所)とマンション(管理室)の間でボタン式鍵を取り付けているため、持ち去り行為はまったく考えられない。

197	持ち去り行為を防ぐための抑止力となると思われるから。
198	持ち去り物品は売却品(価値が存在)であり、窃盗行為と同じであり、刑罰であると判断する。
199	居住者が注意しやすくなる。
200	持ち去り？窃盗に当たらないか？罰金より重い罪にすべきでは？
201	小さな違反を見逃せば、大きな違反につながる。したがって、罪の意識が薄れてくる。
202	何らかの処分がないと減少しないと思う。
203	当たり前のことをきちっとしない世の中になってしまっているのだから、最低限のモラル維持のためには、残念ながら必要と思う。
204	違法行為に対しては放置しない。
205	器物横領行為と同じだと思う。
206	罰金により、持ち去り行為が減少すればよいと思う。
207	罰金も一つの方法だが、持ち去りやすい環境であることと、住民の無関心も大きな原因だと思う。持ち去りしない、させない、両面からの対策を期待する。
208	実施団体の貴重な収入源でもあり、横浜市が循環型社会を目指す政策に反する。
209	適正な資源リサイクルを進めるため。
210	ルールを守るためにはやむなしと考える。
211	私有地に資源物を置いているので、持ち去り行為は違法行為であるので罰すべきと考える。
212	資源回収の団体奨励金も管理組合の資産の一つなので。
213	少なくとも、有価物の窃盗行為であることは間違いない。協力してくれる住民のためにも、回収業者のためにもきちんとした対応が望ましい。警察の強力な介入が望ましい。(他の犯罪誘発防止のためにも。)
214	自治会として回収しているので、自治会の財産である。それを持ち去るのは、一つの犯罪行為であるから、当然罰せられるべきである。
215	持ち去ったあとに処分できずに、不法投棄に発展する可能性がある。
216	子ども会活動に支障を生じる。
217	持ち去る人物が減少していないから、取り締まりするべきである。
218	持ち去り行為をなくすため。防犯上好ましくないため。
219	違法行為だから。
220	やはり罪の意識を持たせたほうがよい。
221	持ち去り行為は違法である。
222	抑止力になるよう、罰金金額を大きくしてほしい。基本的に刑事処分は好きではない。
223	持ち去り行為が減少すると思う。(罰金は高額がよい。)
224	頻度とか、どういう人が持ち去りをやっているのか実態がわからないので、はっきりとは言えないが、地域住民の分別意識を向上させていくためには罰金の適用もやむなしかと思う。
225	地域の皆さんの好意を無駄にすることになり、申し訳なく思うため、持ち去りは許せないと思っている。

226	今までなかったことに驚きである。
227	目には目を、ではないが、何か処罰処分がなければ横行に拍車をかけると思う。
228	違反行為には厳罰であってほしい。
229	窃盗犯が減り、資金源になる。
230	登録業者が回収するという前提でゴミを出しているから。
231	現在、野放しの状況。法の目をくぐって行為することは、法治下で許されない。(厳しく対応すべき。)
232	資源リサイクルは各人が意識をもってやらなければいけない大事な行為。持ち去り行為はあってはならない行為。以上のことは言うまでもないことで、罰金の適用があってもよいと思う。
233	泥棒だから。
234	廃品回収契約することによるメリットとして、①町会、老人会などの懇親会などに、資金的に大いに活用されていること、②資源の再使用に役立っていること。
235	罰則には罰金が良い。
236	法社会である。資源(奨励金が交付されているわけだから)を関係のない方が持っていくのは、いかがなものかと思う。
237	少しは持ち去りが少なくなるのではないか。
238	違法行為。
239	地域で古紙回収の収入を期待して実施している。持ち去りは窃盗に当たると思う。
240	実施団体や指定の業者の活動が、そのような行為によって支障をきたすことになるのは許されないと思うので。
241	他人の物を持ち去る犯罪行為に等しいから。
242	責任をとらせ、再発を防ぐため。
243	罰則規定がなければ、持ち去り行為はなくなる。持ち去った者勝ちになってしまう。買い取り業者への対応も視野に入れて対応をお願いしたい。
244	持ち去り行為は窃盗に当たるため、罰金以上の適用は当然である。
245	他地区から来てトラックやワンボックス車を使って、素早く持ち去る行為は泥棒行為と思う。
246	違法行為は何らかの形で罰すべきだと思う。
247	町会の運営費の一部である。
248	犯罪を減らすため。
249	罰金処分の適用を望ましいと考えている。 資源物持ち去りは窃盗罪?と考えて、相応の対応を望む。資源物は、各家庭から出された資源(財物)であり、集積場に出される他のゴミとは違う。また、資源物は実施団体または資源回収業者の所有物であることを表示していることから、路上・空き地等に放置されているゴミではない。このことから、資源回収業者以外が集積場に出されている資源物を持ち去ることは、所有者の意思に反して財物を取得する窃盗罪に当たると考える。実施団体がすべき事項として、資源物は、路側帯または空き地等集積されるため、実施団体は資源物に「所有権」と「持ち去り禁止」を明示しておくことが必要と思う。または、集積場所に「横浜市の資源集団回収で集積しており、持ち去り禁止」である旨の掲示を実施団体ごとに大きく表示をすることも一考かと思う。可能であれば、実施団体ごとに集積場所を監視する態勢を構築し、所有者側として対応する。
250	資源回収を目的として出してある物は、自治会に所有権があると考え。持ち去り=盗みではないだろうか。
251	不良業者の撲滅。

252	古紙、アルミ缶等は協力して出している協力者の財産であり、持ち去りは不当であり迷惑である。
253	不正を防止するため。
254	モラルである。
255	資源回収をして奨励金を交付してもらうのだから、持ち去られたらその意味がなくなる。
256	防止対策には必要。
257	本来の意義に反すると思う。
258	まさに被害者であり、罰金の適用は当然。厳しい対応を期待する。
259	罰金以上を県警として考えるべき。窃盗罪である。
260	大きなリスクがあることを教えることが必要と考えられる。
261	人様の所有物を盗む行為には、罰金が科せられて当然である。
262	市に帰属する重要な資源だと思う。
263	罰金をとらないとなくなる。
264	一種の盗みなので…。罰は当然である。
265	持ち去り行為そのものが違法行為である以上、違反者への罰金を科せることは残念だが必要と思う。
266	悪いことには厳しく対応していったほうがよい。
267	排出者(実施団体)に還元(奨励金・協力金)されることが当然であり、特定の団体・個人(持ち去り者)がかすめ取る行為は犯罪なので、抑止効果となる。
268	持ち去った資源が持ち去る行為等をした者に金銭をもたらさないルートをつくるため、罰金処分が望ましいと思う。
269	野放しにしてはいけない。
270	一般市民では注意できない。
271	今後のためにも規制が必要と思われる。
272	モラルの問題である。
273	紙と別の回収車が来て持っていつている。市のごみ収集車だと思う。自治会では、アルミ缶等がずっと「0」になっているので返してほしい。
274	窃盗に等しい。
275	罰をつけないと実効性が上がらないと思う。
276	他の条例と照らし合わせて、窃盗に該当すると考えるので、罰金処分は妥当と思われる。
277	支払い能力がなく、機能しない。
278	管理組合(団体)の資産であるため、窃盗行為である。
279	実際にお金になる物なので、万引きと同程度の罰があつてよいと思う。
280	持ち去り行為は犯罪であることを違法業者に示す必要がある。

281	集団回収本来の目的により前進する。適用により、持ち去りが激減と思われる。
282	繰り返し行われてしまうので、厳しくしたほうがよいと思います。
283	資源回収に協力してくれる人の気持ちが無駄になる。
284	資源物への市民の意識がだいぶ高まってきている折、さらに高めるためにも、少し厳しい対策を望む。持ち去り行為はルール違反という意識を再確認する必要があると思う。
285	子ども会の資金が少なくなると、会の行事ができなくなる。
286	無断でマンション内立ち入りは法的処分になると思う。犯罪となる。(不法侵入)
287	持ち去りは犯罪である。罰金処분이一番効果が出そうだから。
288	モラルに訴えても改善されないわけだから、何らかの処罰を設けるしかないと思う。
289	市の条例案をつくり、強化する法的なことをつくったらどうか？
290	犯罪である。
291	明らかに資源物とわかる物を勝手に持ち去る行為は犯罪。厳しく取り締まるのが筋。せっかく町内会など分別して出した人たちに申し訳がたたない。
292	厳しくしないと繰り返す。
293	その行為を認めると資源物内の屑物だけ残される可能性がある。
294	不法投棄多し。
295	町内会や子ども会での善意の心が台なしになるため。
296	窃盗行為と見なされる。町内会等への迷惑を思うと処分が必要。注意しても聞き入れない、再度起こす可能性が高い。
297	聞くところによると、軽トラックで集積所から運び出すようだが、資源物は町内会にとって重要な物で、収入に応じて老人会、みどり会、学校関係、婦人部)に助成金として配付しているため、また、カラス対策のかご等の購入資金としているため。
298	違法業者の排除。
299	資源だから。
300	物は何であれ、人様のものを無断で持ち去る人には、それなりの処罰をすべき。
301	実施団体が困っているのではないか。
302	定位置への廃棄物の所有権が明確であること。
303	望ましいと思うが、生活費の一助としての行為であると思われるため、難しいと思う。
304	1カ所、町内の物置から段ボール、新聞等回収場所へ出している。(老人クラブ2名で。)努力しているので、奨励金が交付されなくなると困る。
305	持ち去りをやめさせるには罰が必要である。
306	持ち去り行為をした者は、回収品をどこへ売却しているのか。買い手がなくなるようにすることが必要。
307	実施団体に対して悪質行為であることを認識させるため。
308	持ち去りが割に合わないことを認識させる必要がある。
309	泥棒と同じだからだと思う。

310	住民の行為を無にする者は許せない。
311	罰金処分という形をとらないと、持ち去り行為を防ぐことができない。
312	不法投棄にも罰金が科せられている。持ち去りはそれ以上に悪質である。
313	厳罰にすべきで、現行のままでは増加するばかりである。実際に刑事処分が実施されれば、必ず持ち去り行為はなくなると思う。
314	規範に反すれば罰則は当然だと思う。
315	罰則の強化にあわせて、巡回指導の強化を図ってほしい。アンケートの集計結果を知らせていただきたい。
316	資源は財産だと思うので。
317	集団回収として行っているのだから、当然だと思う。
318	置き場に置かれた物は、たとえ捨てるにしろ、所有権は市またはその置き場の建物にあるわけだから、窃盗と同じ行為である。
319	やっつけたいことは罰金で当たり前だと思う。生活のためにやっているとしたら、市がそういう人のために考えるべきだと思う。
320	処分を恐れ、持ち去りが少なくなる。ただし、監視をどうするか。
321	違法行為が野放しになる可能性がある。
322	粗大ごみは、それぞれ所定の料金を払っているのに持ち去られるため。
323	その事態があれば、刑事処分を望む。
324	奨励金を盗んでいる行為なので犯罪である。したがって、罰金は妥当である。
325	決められたことを守らない人には罰則を設けたほうがよいと思う。
326	持ち去る男→大男。注意しても態度が怖いので、一般の人は声が出ない。盗む行為なので、処分は当然である。
327	ルールをきちんと守れない。行為を厳しく取り締まってほしいから。
328	地域に住民以外の人が入り込み、物を持っていくことは望ましくない。
329	違法行為に対しては、厳正に処分することが必要だから。
330	これまでのやり方でなくならないのであれば、罰金等のペナルティーを設けるのも、一つの方法なのではと感じたから。
331	行為そのものをなくすため。
332	他人の物品を持ち去るので、必ず罰金等の実施が望ましい。(過去に盗難事件があったため。)町内会員が協力して紙資源を無駄なく集めているので、もっと厳しい罰金刑をしてほしい。
333	他人の物を無断で持ち去るのは、窃盗と同じ行為であるから。(しかも、善意で集積した場所からでは。)
334	資源回収活動の発展を阻害する行為だから罰すべき。
335	悪用されるおそれがあるので。
336	区民がリサイクルのために出した資源を持ち去ることは窃盗と同じだと思う。より良い環境創造をよろしく願いたい。
337	大いに望ましい。犯罪だから。
338	資源回収の奨励金で、自治会の活動や備品を購入している。資源の持ち去りは、出してくれた皆さんの善意を踏みにじる行為である。

339	適切な形でリサイクルを行ってほしいから。
340	奨励金を自治会の活動費に充てていて、だからこそ住民の協力も得やすくなっているのに、張り合いがなくなってしまう。また、ごみ集積場所に団地外の人が入り出すようになると防犯上も不安。
341	持ち去っても、得られる収入より罰金が高ければ、心理的抑止効果が期待できる。
342	集団回収は皆様の協力で成り立っている。実績を示すことで協力が得られる。
343	観点が違うが、戸建て住宅にお住まいの方の中には、放火や盗み見等を心配して自宅前に置くことを躊躇するご家庭がある。これは、実施団体と回収業者との間の関係もさることながら、治安を良くし、皆一人一人の目が光っていることを地域に周知徹底していかなければならないことだと思う。(行政の方からも。)
344	罰がないと、持ち去り行為をなくすことはできないと思う。
345	東京都では既に実施済みで、ある程度の効果があるようだ。
346	罰金を支払うことで、多少なりとも意識をもってもらえるのではないかな。
347	ある程度の処分は必要。
348	資源は地域住民の資産の一部であり、たとえ廃棄されたものとはいえ、個人個人から資源提供されたものを盗むのは違法であると考えます。
349	自治会収入金の一部であるため、持ち去り行為は横領である。
350	正直者はばかを見る・・・とやりきれない。常任委員の先生方の結論を切望する。
351	資源物とはいえ、お金になる物である。絶対に罰金刑でもよいと思う。
352	持ち去り行為は、組織的に行われることが多いため、厳重処分が望ましいと思う。
353	注意を促しても改善がない限り、罰則もやむを得ないと思う。
354	資源回収に協力している方に対しても、このような処分があったほうがよいと思うから。
355	違法行為。
356	厳重注意程度では持ち去り行為はなくせない。
357	安心して住めるまちづくりのため。
358	資源という財産を持ち去る犯罪行為のため。
359	経済犯であるから罰金が適切だろう。
360	実際の特定は難しいと思うが、持ち去り行為の減少につながるので適用が好ましい。
361	善意を踏みにじる行為だから。
362	不規則行為に対する治安対策。
363	自治体の収入になるので。
364	罰は罰として処すべきだが、捕まえる方策は？
365	持ち去るような人は注意しただけではやめるとは思えない。罰金等のペナルティーがあればやめると思う。
366	持ち去り行為が激減すると思われる。
367	資源物は会員から寄せられた町内会の財産。

368	持ち去り行為が少なくなるから。
369	警告するため、よい。
370	罰金という刑事処分を取り締まることが第一。掲示物で周知徹底すべき。
371	登録業者以外の者の排除。
372	地域の善意の行為を横領と判断。
373	資源物は所有権のあるものだから。
374	持ち去り行為自体、お金のためにやっている行為なので、罰金をとることがそういう行為をする人にとって、一番困る(嫌な)ことだと思われるから。
375	防止(持ち去り)するため必要である。
376	今、そしてこの先を考えると国民のボランティア意識高揚は大切で、さらに育て、広げていく必要が高い。悪は悪とする対策と行動は明確な意思表示となる。
377	不法行為は厳しくすべきと考える。
378	トラブルになることがある。
379	集積所に出された時点で市の財産となり、盗難にあったようなものである。
380	窃盗罪であれば、処分は当然であるから。
381	ただ単純に考えても、罰金処分は当然ではないかと思う。でも、業者の特定はできるのか？町民の善意を横取り行為するのは、やはり許せない。
382	野放しにはできない。
383	持ち去りは、早朝及び夜間なので、車のナンバー等も見つけにくい。
384	当然、窃盗罪なので、重い罰金を科し、このような行為が横行しないよう罰金処分は望ましいと考える。
385	窃盗罪と等しいと思う。トラック等がわかっているようだが、何もできないのが実情のようだ。罰金処分により、二度とやらないようにしていただきたい。相場が高い新聞紙等はねられる。業者の方も朝6時ごろから2~3度回ったりしてくれた。役所も行動、活動をよろしく願いたい。
386	加害者への警告・牽制になる。しかし、何回も継続されては残念ながら効果がない。希望として、地元の循環局または団体が、そのグループ(個人?)の根源をチェックし、加害者説得まで汗を流してほしい。
387	持ち去りを防ぐためには、残念ながらやむを得ない。
388	現場を見かけたとき、処分(罰金)の適用があれば、強い態度で注意ができていると思っている。
389	持ち去りは明らかに泥棒行為であり、当然だと思う。
390	持ち去ることで利益を得られるのは不当に思う。罰金の程度も軽度から重度とさまざまだと思うが、持ち去ることは罪と認識させる効力が必要なのではないか。
391	罰則規定があるほうが効果的である。
392	無断持ち去りは窃盗行為だから。
393	決められた実施団体また回収業者以外は持ち去り行為は、自分だけの利益のために許されない。厳しく取り締まらなければならないと思う。
394	悪い行為を野放しにすることはない。
395	登録業者以外は取り扱いしない。特に重量測定時が大事と思う。
396	法的に決まっているので、当然必要だと思う。

397	廃棄物とはいえ、みんなの資源を無断で持ち去ることは犯罪に匹敵する。
398	居住者の方々が自治会等の奨励金となるように出してくれた資源物を持ち去るのは泥棒と同じだから。資源回収に出したのは、ごみを捨てたのではないから。
399	目撃者の証言によると、トラックで勝手に回収日に道路に出している。新聞等を運んでいるようだ。
400	当地域では、持ち去り行為は行われていないが、周辺では見かけるため。
401	罰金処分は戒めのためによいかも？
402	自治会のためにと協力してくれる会員の好意を無にするものであるから。
403	不当に無断で持ち去る行為は許せない。
404	罪の意識なく、持ち去り行為をしているため罰金処分がよい。
405	資源物の横領に当たる。
406	盗難と同じなので。
407	資源回収を通じ、町内会運営の一助にと思っている。町民の意思を削いでしまうので。
408	自主回収活動に支障をきたす。実施団体及び回収業者に奨励金が交付されなくなる。
409	該当の各家庭で意識して資源ごみを集め、出しているのだから的確に契約の業者の方に渡って生かしてほしい。
410	適正な資源の回収と法の遵守。
411	迷惑防止、違法行為のため当然である。
412	市民の善意をないがしろにしているから。
413	横浜市全体で取り組んでいる活動を、個人の利益とするのは問題だと思う。
414	各団体がせっかく回収した物を持ち去る行為は許すことはだめ。
415	罰則が適用されないと抑止できない。住民が監視や注意が難しくまたリスクが伴う。
416	最近、トラックで持ち去りがある。ただし、自転車での持ち去りはかわいそうな気もする。
417	持ち去り対策として、条例で厳しい罰金処分を適用することにより、その行為を減少させることが可能だと思う。
418	市の趣旨に違反するため。
419	その行為の抑止効果となる。
420	少しでも多く子ども会に利用できればと思う。
421	注意しただけでは、持ち去り行為はなくならないと思う。
422	窃盗行為だと思う。
423	団体収入の損失(金銭の盗難)であり、住民の推進努力を無にする不届きな行為は許しがたい。再発防止にはガツンと痛みを与えるのが一番。
424	窃盗行為。町内会としての対応方法(どう言うか)が不明。不審者が見ているだけでは言えない。
425	持ち去り行為が多発している現状であれば、厳しく処分されたほうがよい。新聞、TV等で取り上げることもよいのではないか。

426	犯罪だから。
427	当然だと思う。ただし、犯人を捕まえるのは容易ではない。張りついているわけにはいかないので、何か良い策はないものだろうか？
428	資源物は有価物であり、持ち去りは窃盗行為に相当する。
429	注意のみではまた繰り返すと思うから。
430	奨励金が少なくなるので、厳しい処分が必要だと思う。住民の関心も高く、班長会で時々話題になる。
431	悪に対しては応分の処置は必要と思う。
432	勝手に持っていく者は、即利益になるので罰金処分がよいと思う。悪質業者は全部の自治会に名前と車の番号等を知らせてもらって、皆で監視したい。それを表示されたらやりづらいと思う。
433	市・区の財産となっている。
434	簡単に人の物を横取り＝罪悪意識を持ってもらう。一方、生計をたてている人がいる現実。他への労働力を移行。
435	何でも許すと統制がつかないし、やった者勝ちは許すことができない。まじめにきちっとルールを守っている人が損をする世の中はおかしいと思う。
436	悪い行為には罰則を適用する必要があると思う。
437	持ち去り行為の抑制の効果があると思うため。
438	当自治会では回収奨励金は全額子ども会活動資金としているため、自治会員の目的意識が薄れる行為は許しがたし。
439	持ち去り行為を減少させるため、罰金制度を強化してほしい。
440	抑止効果のため、置き場に持ち去りが見つかるとう罰金をいただきます…の張り紙。
441	集団回収で得る金額は町内会の活動資金なので、皆さんが協力して出してくれる資源を勝手に持ち去る人は許せない。
442	回収奨励金が受領できない。
443	回収のボランティアにより回収を行っている。回収費の利用目的をもって回収を行っている。
444	法律違反だから当然である。
445	住民の協力の気持ちを踏みにじる。集積場所に出した物は横浜市の所有物だと思うから。
446	他人の財産を盗むことは許されない。
447	持ち去り行為防止のため必要。
448	刑事処分を重く、厳しくしたほうがよいと思う。市民の方にアピールしたほうがよいと思う。検討でなく、すぐに開始したほうが望ましいと思う。
449	公序良俗の視点で要検討。ごみ集積場のマナー向上を図る。
450	方法については十分な検討が必要だろうが、大事なことと考える。
451	資源回収の制度が維持できなくなるおそれがある。
452	資源物は自治会の大切な収入源だから。
453	町内の皆様が町内の資金集めに協力してくださっているのに、持ち去られたらたまらない。その対策として罰金処분을希望する。
454	やむを得ないと思う。

455	自治会のために協力して、少しでも子ども会等の活動資金となればと思う。
456	資産の盗難は犯罪であり、罰金処分が適当。
457	厳しい罰則を与えないと持ち去り行為はなくなる。
458	資源の再利用はできるだけ協力していきたい。ルールを守ってもらうためには効果的である。
459	その場で発見したときに、即言えない。(怖い。)
460	持ち去りを阻止するためには、刑事処分や罰則制度の条例を一日も早く適用ができることを望む。
461	厳しく処分してほしい。地域の空き巣、防犯につながる。
462	持ち去り行為の防止につながると思うから。
463	当然のことだと思う。早く条例化し、実施してほしいと思う。
464	自治会で目的を持って行っていることゆえ、それを阻む行為はいけない。
465	自治会活動の古紙回収が奨励金に結びつかなくなるから。
466	価値ある資源の持ち去りは窃盗行為と同じなので。
467	集積所の資源物は市の所有物であり、窃盗罪に当たると思う。
468	資源回収によって、リサイクルができるので無駄もなくよいが勝手に持ち去られることで、行政の収入にもならない。罰を与え、不法行為を二度となくすためによい。
469	他人の物を不法に持ち去ることは泥棒行為である。
470	持ち去り行為がなくなるのでは、と思う。
471	我々が出した資源を不法に持ち去る、ルールを無視する人々には、口頭で注意してもやめない。法的に処分はやむを得ない。
472	刑事処分がなければ防止対策はできない。
473	地域の活動に支障が生じる。犯罪の発生につながる。
474	持ち去りはなくなるので、罰金は高額にする。行政処分も行うこと。
475	人の物(自治会、子ども会等)を持ち去るのは泥棒である。紙、段ボール、アルミ缶は高いときには持っていく。安くなればやらない。
476	望ましいが、実効があるか疑問。平成22年6月にも追いかけたが、逃げられてそのまま。車のナンバーを通報したけれど、警察は捕まえられなかった。現行犯を捕まえるのは無理。
477	罰金ということになれば、持ち去り行為もなくなるのでは。ただし、現行犯でなければならず、また、持っていくのはホームレスであり…。問題は難しく思うが。
478	ルール違反。窃盗行為。
479	奨励金の減少。資源循環意識の減退、妨害。地域の安全性の不安、環境への不安の理由により、犯罪行為の処罰は当然。
480	処分がないと安易に持ち去ると思う。
481	罰金処分の適用をしてでも、限りある資源物を守るべきである。
482	不当に利益を上げようとする者は罰せられるべきだ。
483	資源物はごみではないので、罰金処分の適用もやむを得ない。

484	盗む行為であり、地域での監視も難しく、基本的には罰金等処罰以外に防止する方法がないと思う。
485	禁止の言葉や看板等の文字では対策にならない。持ち去りは繁華街に多発していると思う。重点強化地域として取り締まるべきだ。当アンケート内容は、大ざっぱな質問であり、この程度で条例を決めるのは、少し粗雑に思う。
486	少しでも良いことに使いたいと考えて、皆さんと努力して回収しているのに、持ち逃げするなんて大変に卑怯だと思う。罰金処分に賛成。
487	窃盗罪に当たるのではないか。
488	月1回くらいはパトロールしたほうがよいのではないか。缶の回収日に限り、自転車または軽自動車を持ち去る。
489	環境が保てる。食い散らかしがなくなる。
490	私どもの町内会では持ち去りの話は出ていないが、窃盗行為であり犯罪と思われる。集積場環境の悪化も考えられる。あるとすれば、取り締まりは難しいと思うが、強化すべきと思う。
491	再生資源回収が市を挙げて整然と行われている中で、そのような不法行為は許されるべきではない。毅然とした対応をとってしかるべきである。
492	毎週月曜日の資源集団回収には、居住者・回収業者・(一部資源処理は老人クラブのボランティア)が尽力し、循環局の奨励金は老人クラブと子ども会の大事な活動資金になっている。
493	目的を持って集積しているので、所有者がはっきりしている。(ごみではない。)協力者の善意がふいになる。
494	いけないことはいけない。
495	資源物は町内会の収入(活動費)になるため、奨励金交付がなくなると困る。
496	罰金処分がなければ、条例の効果が少ないと思うため。
497	奨励金がなくなる。
498	ルールを守らない者には厳しく対処すべき。
499	せこくて、卑怯な行為だからである。
500	犯罪を防ぐ意味で必要と感じる。
501	持ち去りは犯罪であり、罰則は当然だと思う。
502	罰金処分が目的ではなく、罰金の適用があることによって持ち去り行為の抑止につながればよいと思う。
503	横浜市の選定の業者がいるので気の毒である。
504	ごみの収集の予定等が狂う。
505	資源回収日に持ち去り行為を放置していると盗難が発生する。見回りを強化すると盗難も減少するみたいである。
506	持ち去り行為をしている人に不安を感じる。
507	求められたことに反する処分は必要と思う。
508	窃盗犯扱いにすべきである。
509	美観を保つため。
510	窃盗行為であり、社会の秩序を乱すため。
511	持ち去りの現場を押さえるのは大変だと思うが、資源回収金の収入は自治会の資金となるのが大きいので大切である。
512	資源回収業者の仕事を守るため。

513	持ち去りを抑制することができる。
514	不当であるから。
515	自治会には何ら拘束力がない。また、注意すると紛争の原因となり住民が困っている。
516	持ち去り行為は窃盗罪。規律遵守の意味からも望ましい。
517	モラルを持つことと、わずかでも金銭問題が発生すること。
518	各家庭から資源回収として提供したものを、自治会の収入になるものを持ち去ることは窃盗と同じと考えるから。
519	生活困難者がアルミ缶を持っていくのは、逆に協力してあげたい。
520	犯罪行為と思うので、処分適用が必要と考える。
521	町内や地域の皆さんの善意の気持ちを無視する泥棒行為には厳罰を与えるべきである。
522	持ち去り行為をなくすため。
523	罰金等の処分をすることにより、ある程度防止になると思うから。
524	自治会の人たちで集めた資源は回収され、自治会費として住民の皆さんに役立てることになっている。横取りするような行為はやめてほしい。
525	自主的に行う回収活動に支障をきたすから。
526	奨励金の低下につながる。
527	自治会の資源回収が少なくなる。
528	持ち去りは不法と位置づけて厳しく罰すべし。また、罰とは別に、持ち去られないよう、鍵のかかる場所の設置が必要と考える。
529	やむを得ない処置であると思う。
530	他人のものを無断で持ち去る行為は窃盗と同じである。当然、処罰されるべき。
531	ルール違反であり、泥棒なので罰則は当然。
532	ルールを厳守することは必要。
533	町内の皆さんがせっかききちんと分別し、回収日を守って集団回収に協力してくださっているのに、まるで横取りするような行為は許せないため。
534	犯罪行為である。
535	私たちは資源回収で支払われる奨励金で子ども会の活動(行事)を行っているので、持ち去り行為で収入が減ってしまう。
536	子ども会の資金として利用しているので予算が減り迷惑している。
537	持ち去り行為を防ぐためには仕方ないと思う。軽い処分なら再犯すると思う。
538	防止効果が期待できるから。
539	持ち去り行為を防ぐためには、やむを得ないと思う。
540	回収業者と契約して集積所に集めているのに、不正に持ち去られるのは納得がいかない。
541	他人の財産を無断で持ち出す行為は違法。

542	貴重な奨励金が不支給となるような恥すべき行為に対してはしかるべき処分が必要と考える。
543	犯罪行為であることを自覚させるため。
544	当自治会では、持ち去りの事例はないが、お聞きした事例は業者が組織的に行っているそうである。個人では手に負えないと思う。
545	当然である。
546	たとえどんな物でも無断で持ち去りはよくないことである。町内会としては資源回収に協力をお願いしているのだから。
547	ある程度、町内のお金に入るのでやめていただきたい。少しでも、資源ごみの入金が入っていると助かる町内もいるから。
548	警察もあまり取り扱ってくれない。刑事事件として徹底してください。
549	何かのペナルティーを与えないと登録業者及び地域市民が迷惑を受ける。
550	登録業者が回収しないと子ども会にお金が入らないから。
551	単なる指導ではなくなってしまうと思うので、何らかの法的措置が必要と考える。
552	資源回収のため出す古紙等は住民の提供物。その奨励金は町内会運営で大きな比率を占める。持ち去りは窃盗に当たると考える。
553	資源物回収には地域自治会役員及び住民が分別し、集積場所の整頓等に大変苦勞しているの、持ち去り行為は処分を適用してよいと思う。
554	抑止力となる。
555	会員は、会費(現在月300円)の50円値上げにも抵抗があるため、事業収入源としての資源回収にすべて依存しているため、横取りされては困る。
556	資源循環型社会の健全な発展の妨げとなる。(資源価値の高いものだけを安易に持ち去ることは許されない。)
557	窃盗と同じだから。
558	住民が自主的に行う資源集団回収は最終的に補助金として地域活動の一助となるので、その資源物持ち去り行為は処罰の対象となって当然である。
559	行為をした人たちを確定しづらいと思うが、多少の歯どめにはなりうると思う。
560	無断で持ち去る行為は泥棒である。
561	悪徳業者が横行する可能性がある。
562	窃盗と同じ行為であると思う。
563	奨励金も重要な収入源なので、それを持ち去ることは盗むと同じことに思える。何らかの罰則は必要。
564	抑止につながると思われる。
565	犯罪行為だと思う。
566	捨てたのではなく資源回収のために置いてあるので、所有権は自治会、団体にあると思う。
567	住民の好意を無にするような持ち去り行為は許せない。当然だと思う。
568	刑事罰を科さないと行為が減少しないと思われる。
569	子ども会活動のために町内の皆さんが協力して出してくださっている資源物だから。(ごみではなく資源物だから。)
570	悪用されるのであれば妥当だと思う。

571	子どもたちのためにと地域の方が協力して回収しているので、処分を適用することで、そういう行為が少なくなってくれたらよいと思うから。
572	持ち去り行為は刑事処罰に値する行為なので、罰金処分の適用は望ましい。
573	古紙回収による補助金は、私たちの大切な運営資金で、(集積場所の管理も行っているのに)、ただで持ち去る行為は許し難いので。
574	家庭から出たごみだからとはいえ、資源であり、きちんと目的を持って回収される物を無断で持って行くのは窃盗と同じだと思っている。個人収入として持ち去りをしているのは犯罪と同じではないかと感じるため。
575	金にならなかった物の無責任な放置が心配。最初の警告に応じない場合、罰金もやむを得ない。
576	業者で行っていれば、当然すべき。所定の奨励金が入ってこない。資源回収に協力している居住者に対して大変失礼である。
577	罰金処分程度では再発の可能性があるので、刑が甘いと思う。もっと厳しい処分が必要と思う。
578	落ち葉を持ち去るのは、「環境保全のために燃やさず肥料にする」が理由だが、ただあちこちにまいているだけ。市から活動に対し表彰された(本人の言葉)。注意しても耳を貸さない。自分は正しいことをしているという認識が強い。条例が制定されれば抑止力になるかもしれない。
579	持ち去った者よりもそれを盗品を知らながら買い取る業者を罰するべきではないかと思う。
580	自治会をよくするため、会員の皆さんが回収指定に出すよう心がけているので、それを持ち去りされると協力いただけなくなる。
581	町内会の収入が減少傾向にあるため。回収業者の死活問題に係るため。
582	持ち去る人への罰はいいと思うが、持ち去られないようにする対策を考えていくことも重要だと思う。
583	資源回収に自主的に出した資源を団体の利益にならず、持ち去り者の利益になるのは犯罪行為と考えられる。
584	何をしても、実際厳しくできない状況がほとんどある。持ち去りできないように考えることが最良かと思う。
585	勝手に持ち去ると、わざわざ高いガソリン、人件費をかけて回ってくださる登録業者さんに申し訳ない。普通に回収していても、業者さんもあまり儲かっているとは思えない。また、実施団体に対する奨励金がなくなるのも困るから。
586	自主活動としての回収活動に支障があるなら、ルールをつくらないと徹底は難しいし、指導もできないと思うので。
587	窃盗行為であり必要。
588	ルール違反に対しては罰則強化もやむなし。
589	持ち去り行為が公共の利益に反することを明示できるから。
590	少しでも減ってほしいから。
591	集団回収には分別など住民の協力が不可欠であるが、持ち去りは集団回収に対する住民の取り組み意欲を減退させ、リサイクル率の低下につながるおそれがある。持ち去りの多い地区に対する資源循環局のパトロールも行っていただきたい。
592	全員で協力し合って資源物を集めて、自治会の入金に努力している。刑事処分は当然と思う。
593	持ち去り行為をなくすためには有効と思う。
594	犯罪行為と思う。
595	早急に実施してほしい。
596	被害にあっているのだから当然だと思う。奨励金を資金として活動しているので困る。野放しにしていると被害がふえていくと思う。
597	奨励金は自治会活動に有効に使われている。善意を否定する行為は許すべきではない。
598	罰金処分を適用してもなくならないと思うが、徹底して行うべきだと思う。

599	ごみではないから。
600	資源回収に協力する住民の皆さんの気持ちをそいでしまうと思う。
601	たとえ消極的な考え方であったとしても、資源の循環を前提に自分の持ち物を出しているのであり、権利の所有者が迷惑しているのであれば、罰則・罰金はやむを得ないと思う。
602	持ち去り行為は罪であることを徹底するには、何か痛みが必要と思われるため。
603	せっかく住民の方が協力してくださったから。
604	違反をしているのだから当然だと思う。
605	当自治会ではアルミ缶を資源集団回収に出しているため。
606	持ち去り行為は犯罪だと思う。(集積所に出してある(置いてある)物は、その所有権が回収団体(資源回収実施団体)と回収業者の物であるというのが前提。)
607	人が見ていないときの行為は許せない。
608	いろいろな事情はあるにしても、してよいこと、悪いことの分別ができない、また許されてしまうのはどうかと思う。
609	奨励金が減ってしまうと子ども会の活動ができなくなってしまう。
610	分別意識が高まり、回収による奨励金により、町会の分別等の活動費に利用できるため。
611	迷うが、犯罪には変わりないので。(捨てたわけではない。)
612	断固とした姿勢で対応。
613	公然窃盗罪である。
614	町内会や子ども会、資源回収業者の奨励金を盗んでいるのと同じだと思うので。
615	資産の盗みであり、当然の処罰と思う。しかし、現実として持ち去りの行為は減らないと思う。
616	制裁がないとなくなる。
617	当然のことだと思う。(不正行為の歯どめとなる効果大。)
618	持ち去り行為の目的はお金である。その対処として罰金とするのは妥当と考える。
619	資源物の回収によって得る利益が出るので、我々にとっては貴重なものである。持ち去りは我々の利益を持ち去るのと同じである。(利益はPTAの子どもたちの図書購入に充てている。)
620	持ち去った者の個人的な利益となるため、不当行為者に対しては罰金は適当だと思う。
621	罰則がなければ、行為をやめさせることが事実上困難である。しかし、実際となると摘発するのに基だ手間がかかるのは目に見えている。
622	整理してあるところから持ち去るのは、泥棒と同じ行為と思うので望ましい。
623	犯罪と思うから。
624	資源回収の奨励が進められている中、住民も分別からはじまり、3R夢に向け努力しているのだから、厳しい姿勢でルールを乱す者に対応していただきたいと思う。
625	古紙回収継続のため。
626	せっかく町民が集積場所に出す物を回収車が来る前に持ち去ることは窃盗に等しい。
627	自治会の努力が無になる。

628	持ち去り行為が横行すると、正しい業者の方々が減るかもしれないから。
629	町民が町会のために出した資源物が朝早く町会と無関係の人が持ち去り、お金にかえて自分のものにしてしまうという行為は罰すべきである。
630	持ち去りされる分、奨励金が少なくなる。
631	無断行為のため。
632	公共物としての認識を欠くということが、このような制裁を受けることになることを知らしめるため。(誠に残念なことではあるが。)
633	ぜひ進めていただきたい。町を歩いて缶をひとつずつ集めているのなら仕方がないが、わざわざ分別して集めてある物を黙って持ち去るのは立派な犯罪である。注意すると逆ぎれする奴もいて、大変困っている。きちんと取り締まりができるような法律改正が必要である。
634	逆に、罰則は必要不可欠と思われる。
635	資源集団回収を実施するに当たり、目的を持ち、地域に協力を得ているのだから、何らかの罰を受けるのは当然だと考える。
636	何らかの犯罪につながるおそれがある。
637	悪質な犯罪であり、罰金は当然。
638	町内会の財産の盗難に相当するため。
639	窃盗である。
640	犯罪行為である。迷惑をかけている。
641	犯罪には何かしらの罰が必要と思われるため。
642	リスクによって個人的な収益が成り立たないことを知らしめるべき。
643	厳しく対処してほしいと思う。
644	やはり犯罪に当たるため。
645	手間をかけて分別した物が持ち去った者の個人的収入になることは許されない行為だと思う。
646	集積所にある物は、区の持ち物との前提で持ち去りは盗難行為。
647	犯罪と認識している。
648	居住者が協力して集めた資源により、多少の収入が自治会に入り活動費として利用できている。
649	現在の資源回収制度を徹底し、成果を上げるため必要である。
650	資源物は当マンションと回収業者間で取り引きが決められているのに、第三者が私的な利益のために持ち去るのは刑事処分の対象と考えられるので、私は適用は望ましいと考える。後は、対策としては業者回収時間とごみ(資源物)の所定場所への集積時間を2時間として前日からの集積は禁止とすることで防げるので、ポスター・販促物を市会のほうでも用意してみてもいいか。
651	持ち去り行為防止のため。
652	持ち去りは窃盗行為と思う。
653	減少につながればと期待。
654	各自が資源協力しているのに、無断で持っていくのは許せない。
655	自治会の雑収入減となる。

656	せっかく町民が集積場所に出す物を回収者が来る前に持ち去ることは窃盗に等しい。
657	資源置き場(当建物)は、管理組合の所有地であるから、その場所から持ち去ることは窃盗になるので、罰金は当然のこと。
658	他でも見るが、どうにもならないと思う。
659	犯罪の一種だということを自覚してもらいたい。
660	犯罪ゆえに。
661	町内会の資金にしようと協力していただいているので、その好意に対して不本意なので対策が必要だと思う。
662	他人の物品を盗む行為は悪であり、それ相応の罰を受けるのは当然だと思う。
663	大切な資源である。これを公共的に生かすべきで、どこに流れるかわからない(外国かも?)人々に無断で持ち去る行為はやはり取り締まるべき。

罰金処分の適用について「望ましくない」と答えた方の回答	
1	いわゆる専有離脱物横領として、持ち去り行為を禁止しようとするのだろうが、これは市民の財産ですよ、とモラルを守らせることが望ましいと思う。
2	きれいになるのであればよしとする、と思う。
3	ごみとして出しているのだから、持ち去りに対しての被害は少ないと思う。刑事処分で取り締まるより、もっと大切なことがあると思う。事務処理、人員などの経費のほうが高つき、税金の無駄遣いである。
4	再利用するための行為と思われるので、あまり厳格にすべきではない。それより、粗大ごみの無断放置のほうが問題なので考えてほしい。
5	現行犯、写真等の証拠があれば、処分適用もわかるが、現状ではだれが、と特定できないので処分は無理と思う。(見張っているわけではないので)
6	アルミ缶を盗られても、別に損害はない。
7	不景気で職がない時代、生活をかけている人もいる。罰金を適用すると、窃盗や万引に走られても困る。
8	必要として持ち帰っているのだとしたら、それでよいのではないかと思う。悪質だとしたら、どの点が悪質なのかによると思う。
9	たばこと同じで効果は限定的だと考えるので。
10	空き缶等で日々の糧を得ている方々もいると思われ、その方々を追いつめるべきではないと思う。
11	何でもかんでも刑事罰にしてしまうのは反対。
12	不当な利益というほどの金額ではない。最終目的は資源化である。経路に目くじらをたてるほどではない。
13	持ち去った犯人も資源循環に利用していると思われるので、さほど問題はない。罰金処分にかかる費用はどれほどになるのか不安。
14	仕事がなく、生活に困っている方だと思うが、皆さんはどう思うのか？
15	罰金の適正な金額がわからない。
16	やむを得ない理由があるのではないかと判断する。当方の場合、住民側の分別に不完全があり、持ち去るメリットが少ないのではないかと判断する。
17	何でも法律で規制するのではなく、指導すべきだ。国民は法律で動けなくなる。殺伐とするのは不安だ。
18	資源ごみ提供が善意の表れであり、所有権をどうこう言う世の中がおかしいのでは？町会住民のごみを資源化し、町会の収入の足しにしようという意欲を高めれば、集積場所近くの人々の目も届き、持ち去りにくくなる。(知らない人があざっぺいすれば、おかしいと思う。住宅地だからできることだが。)このアンケートでどういう意見が出てきて、どう対応しようと考えているのか？

19	ホームレスが生活資金としていられるので、罰金処分は見合わせたい。
20	実害なし。
21	管理(保管場所・時間・責任者)システムが不明確。
22	資源回収の回収金額が安すぎるために、各自治会の責任感が不足しがちになる。回収を行っていない自治会もあると聞いている。もっと回収金額を高くすれば、各自治会が責任をもって管理すると思う。特に、アルミ缶の回収金額が安すぎるために、持ち去り行為が発生するのだと思う。持ち去り者が業者に持っていくと、1kg当たり85円くらいにはなるそうである。横浜市は1kg当たり3円である。犯罪者を罰する前に、各自治会の回収活動の意識を高めることだと思う。持ち去り者もアルミ缶で生活をしている。持ち去られないように、各自治会が努力すべきだと思う。
23	行為者の生活資金？生活安定への是非を。
24	持ち去りをしていく人は、罰金を払える環境ではないと思う。
25	管理不足の中での罰金刑は無理。(罰金刑をする場合は監視態勢をとること。)
26	いくらにもならない。
27	缶、古紙の持ち去りに刑罰は必要ないと思う。
28	持ち去るのはそれぞれの理由があるのだろう。周りがきれいになれば・・・と思う。
29	早朝から自転車でアルミ缶を集めているバイタリティーは感動！起業の源かも。市の職員にしたいくらいだ。奨励金をやめて回収できないものか。循環型社会には問題ありますか。
30	そういうことをする人たちは生活に困ってそうだから。
31	路上に放置している物を、持ち去り行為として罰を与えるということは問題である。きちんと困いをしておかないほうが問題である。路上に置くことは刑事処分である。
32	現時点では、町内の資源としての扱いにしていないこと。目に余るような回収方法、時間帯での行為を見ていないこと。
33	新聞等は日曜の早朝から8時30分までに出すよう徹底すれば、持ち去りは防げるような気がするので、もう少し様子を見たい。
34	捨てた物であり、不用なものだから。
35	この委員会の横暴な態度に腹がたって仕方ない。こんな考え方をするのが市会だと思うと、もう横浜はだめだと思った。なぜ、持ち去り行為が行われるのか、だれがするのか、考えたことがあるのか？為政者、役人はもう少し頭のいい人になってもらいたい。何かというすぐ規制を考える能なしは、ばかと言うよりない。
36	自分の生活のためと思う。
37	すべて罰金というのはどういうものか。
38	回収業者(指定していない業者)の持ち去り行為は罰則が必要と思う。個人が自転車などで集めている場合は口頭注意でよいと思う。
39	廃棄した物を勝手に持ち去るのだから、当事者の自由。持ち去りを管理するために、役所の人、金を使うのは無駄。人があるなら人員削減し、金があるなら町内への助成金をふやしてほしい。
40	持ち去り行為の監視や罰金までの人件費など諸経費がかかる。別のことに経費を向ける。また、全面的な処理、処罰ではなく、部分的である。買い取る業者に、許可なき人からのものを買い取ることを禁じることを厳しくするほうがよい。
41	横浜市では分別していないごみを何回となく出した者に対して2000円過料を条例化してとしているが、だれが担当するのか？これ以上、税金を使わないこと。
42	何となく刑事処分に抵抗を感じる。
43	現経済状態で一律に否定するわけにはいかないと思う。行政以下、働く意欲の方向を(マナーを含め)再指導の必要性ありと考える。
44	ホームレスなど、生活の糧にする人には、それもいいかと・・・。

45	一つの働き口として認めてもよいのでは。
46	持ち去る人は、この不景気の世の中、ギリギリの生活状態と思うので。
47	空き缶を集めている人は、仕方なく家計の補助にしていると思うので、一概に罰金適用すべきではない。別の犯罪発生につながるのではないか。
48	回収活動で自治会、子ども会等に資金を流用しているので、事業活動に支障をきたすため。

罰金処分の適用について「わからない」と答えた方の回答	
1	法律をつくっても、実行が伴わないのなら、つくっても意味がない。このようなことよりも、ごみの不法投棄、ごみの後出し、部外者による投棄等が現実困っている。この点を防止する強力なルール(実行可能なもの)をつくってほしい。
2	生活に困ってやる人もいるのではないかと思うため。
3	持ち去る人は仕事もなく、生活のための行為だとしたら、よくわからない。
4	空き缶回収で生活している人がおり、その辺の事情も考えて、対策を十分にしてほしい。
5	他に防御策がないのならば、やむを得ないと考える。
6	何か複雑になって、かえってお金がかかったりして、エコなんて単純に、皆ボランティアなので、その領域は守っていききたい。
7	罰金処分となっても支払うのか？(支払えるのか?)「警告」の張り紙をすると多少効果はあるかもしれないが…。それより、回収もとの業者を指導すべき。(個人持ち込み禁止、指定業者外回収禁止など)
8	持ち去りを見つけても、通報等の作業にかかわることに不安を感じる。(仕返し)
9	厳罰はいかがかと？ただし、何かしらの方法で注意喚起が必要と思う。
10	だれが取り締まるのか？一般人にその責を課すとトラブルの元になる。行政が積極的に行うならば、それにこしたことはないと思う。
11	刑事処分までは必要ない。(他に対策があるのではないか。)
12	持ち去りによる被害・迷惑があれば、その実情を知りたい。取り締まりだけでは解決しない。
13	ごみ箱近くに持ち去り禁止等の告知をしたりしていないようなので、地域の方にもっと告知してはどうか。
14	持ち去る人の死活問題につながる場合もあるかと思うので、判断しかねる。
15	行政の仕事なので、私たちに太刀打ちできない。
16	刑事罰の重さが不明なので。持ち去り行為には反対である。
17	持ち去りは一つの社会問題。持ち去りという行為は何らかの形でなくなるような環境整備が必要。それは生活福祉施策の充実ではないかと考える。
18	持ち去り行為で生活している方もいるので。
19	再利用するのであれば、罰するほどのことではないと考える。だれかに断りをした上であれば望ましいことではないかと思う。
20	資源ごみ回収日は、8時30分頃で早いためか、持ち去られない。火曜日のペットボトル・瓶・缶のときに分別して持ち去る。
21	持ち去り行為を行うには、行わざるを得ない背景があるだろうから、罰則だけを設けるのではなく、「なぜ持ち去るのか？」の検証や持ち去らないで済む環境の整備等もセットの話だと思うため。
22	程度問題が不明なので判断できない。大規模に持ち去る行為、常習的行為は適用すべきか。

23	仕事がなく、やむを得ず資源物回収により、生活費にしているものと思われる。資源集団回収実施団体奨励金はやめるべきである。市民として当然の義務であると思う。また、それによる事務量(費用)が全部にかかる。コスト削減を。スリムにしよう。
24	持ち去り行為で生活している方もいると思われるので、難しいところである。
25	本件については、経験がなく、情報もなかったので、賛否について明確な意見を述べることはできないが、「行為」自体は、本活動及び参加者の努力に水をさすものだと思う。また、地域の防犯視点からも看過できないと思う。
26	特にアルミ缶だが、袋を開けたままにされて、気分がよくない。自転車にたくさん載せている人を見かける。
27	持ち去りの実情を目の当たりにしたことがないので、よくわからない。
28	取り締まりの費用(手間等)と効果を考えると？
29	何時ごろにだれが持ち去りをやっているのかわからない。そのために、ごみ置き場に見張りを置くというのも難しい。
30	やむにやまれず、生活のためという方もあるようなので。
31	現場で見つけることが困難なので、ごみと同様なかなか難しいと思う。
32	現場で管理することが難しいのではないか。
33	罰金処分をしたところで、どう取り締まるのが不明である。取り締まりのための人件費がかかれば、費用対効果はいかがなものか？
34	望ましくはないのですが、なくならない場合は罰金もやむを得ないと思う。
35	資源=財産ではあるが、それにより生活をしている貧しい人も現実にいるため、その人々の生活を保障することも必要ではないか。
36	経済的理由？
37	持ち去り行為を時々市民の方が見かけるそうだが、トラブルにならぬよう、十分に注意をしている。早急に対策を適用願いたい。
38	資源物の管理・セキュリティ方法を各自工夫すればよい。争いごとは好まない。
39	罰金処分以外の方法が何があるかが不明であるため。
40	現行犯として一体だれが取り締まるのか？
41	持ち去り者が認識していなければ意味がないと思う。
42	罰金と言っても、持ち去りをしている人たちは、初めから罰金を払える人はいないと思う。
43	持ち去り行為の監視の問題が明確でないから。
44	持ち去り行為をしている人は、それでなりわいを立てている様子であり、不法行為とはいえ、住民に直接的な損害を与えているわけではないので、酷なような気もする。
45	罰金を適用にも、どういう形で行われるのか不明瞭で、実現不可能ではないか。曜日の違う日にごみを出すと2000円罰金と言われているが、だれが、いつ、どんな方法でするのか明確ではなく、意味がないように思われる。
46	それしか生計をたてるすべのない人がいるかもしれないが、だからといって認めてよいことではないと思うから。
47	持ち去る人もよくないが、それを知っていて買い取る業者がいたのでは、持ち去りはなくなる。両者を取り締まる制度が必要。
48	常習者については、何らかの罰則が必要。
49	年齢的にも働く場所がなく、生活もままならず、このようなことを仕事としている人もいると聞いたことがある。確かに持ち去り行為は悪いとは思いますが、果たして、このような人たちからも罰金をとることがよいのかよくわからない。何らかの方法があるとよい。

50	今のところ、上記の行為は確認しておらず、実感がないため。
51	回収行為をしている人がいても、それが登録業者か表示もないのでわからない。
52	資源として100%再利用できるなら、どんな方法でもいいかなと思うが、集団回収の奨励金をあてにしている団体としたら、持ち去り行為は腹がたつのかもかもしれない。
53	当自治会では、アルミ缶等は回収していないので持ち去る行為はないが、水曜日の瓶・缶の日にはアルミ缶を持ち去る人を見かける。生活費としているのかと考えると何とも言えない。
54	一見、高齢者や年配の貧困そうな人が持ち去りしているので、生活に役立てているだけなら・・・罰金までは必要ないと思う。
55	持ち去る人の目的が特定できないから。
56	持ち去りに多いのはアルミ缶で、そのほとんどは生活困窮者と思われる。条例で罰則化するのがよいのかわからない。
57	本当に生活に困っている人たちには気の毒。ただし、持ち去り行為は犯罪だから。
58	アルミ缶を持っていく人は、現在のところ、どう見ても生活苦をかかえているような人で、あまり厳しくするのもどうかと思う。これが組織的なものであるならば、当然厳しく取り締まるべきだと思うが。
59	目撃した場合の対処方法がわからない。不用意に注意した場合に危険が伴わないか？
60	行為をしている業者を特定できない。現行で声をかけるなど、怖くてできない。
61	資源物を無断で持ち去る行為は犯罪と認識するが、今日のような経済状況下で、持ち去りした資源物でギリギリの生活を強いられている路上生活者等に罰金刑を科すことに疑問がなきにしもあらず。
62	子ども会で集団回収をしている。子ども会の資金になるからと協力してくださっている方の場合、持ち去りは困るが、ごみとして出している方の資源は刑事処分は必要なのか？とってしまう。(私の地域は、子ども会の資源回収と一般の資源回収が違う日である。)
63	持ち去る人はほとんどの人が貧しい方のように見受けられ、お年の方もいらっしゃるようである。そういう方々には許してあげたいので。
64	現在、回収を行う業者の方をお願いしているが、今のところ持ち去り行為の報告を受けていない。そのため、回答を控えさせていただきたい。
65	それを生活費の一部にしている方もいるのでは？
66	現在、行われていないのでわからない。
67	排出場所の近所のお宅への嫌がらせあるいは報復が怖い。
68	必要な物品を持ち帰るのでいいかなと思う。
69	持ち去り行為の現場をだれが監視するのか難しい問題がある。
70	生活苦の行為であるため。それを取り締まるなら、持ち去り者から購入する業者を取り締まったほうがよい。
71	地域活動の妨げのなるようであれば適用もやむを得ない。
72	ほとんどがアルミ缶を売って生活費にしている弱者と思われるので、罰金処分までは実際難しいかと思う。
73	アルミ缶回収で生活している人が多いので、対策を検討しなければと思う。
74	持ち去られていないので、わからない。
75	刑事処分の適用内容がよくわからない。罰金処分を持ち去り行為がなくなると思わない。
76	どうやって持ち去りを監視するのが大きな問題だと思う。
77	持ち去る人が特定されていて、猫の去勢手術に使っているとの主張である。しかし、古紙など、他の区での状況によっては必要かもしれない。
78	持ち去り不法行為をゆるがせにできないと思うが・・・。

79	どう理由でゴミを持ち去っているかがわからないから。
80	資源物の回収方法も考える必要はないのか。保管場所等はどうなっているのか。
81	アルミ缶で生活している者がいるので一概に罰することはできないと思う。
82	ほんのたまにだが、ホームレスのような格好をした年配の男性が空き缶を集めて(たぶん持ち去り)自転車を引いている姿を見かける(他地区)。このような人からも、それを取り上げてしまうと「情なし」の世の中になってしまうような・・・。
83	行為者の特定が難しいのではないかと。
84	物の量にもよるが、あつかましいものは罰金。会の資金として少しでも協力しようと出してくれる物を持ち去るとは、ゴミではないのだから。
85	持ち去られない工夫(回収ボックス設置等)も必要かと思う。
86	効果に疑問。
87	アルミ缶だけで生活をしている人にはかわいそうだ。
88	持ち去り行為の事情がよくわからない。行政がやらない持ち去り行為が時々あると思われるから。
89	その取り締まりはだれがするのが問題だと思う。
90	持ち去りによって迷惑するので、一つの選択として刑事処分もあるかもしれない。
91	集積所に出した物に対して無関心だから。
92	持ち去る人も生活があると思うので。
93	業者に対しては望ましいが、ホームレスの人などが持ち去るのは悪いことをしないのであれば、罰金はどうかと思う。
94	だれなのかわからないこと。(見ても注意しにくい。いつも同じ人ではない。)
95	この行為はホームレスの方の糧なので判断に困る。
96	持ち去り行為はいけないことであるが、その背景(持ち去る者、受け取る者)をよく調査し、根本原因を明らかにするべき。
97	不正はもちろんよくないが、処罰までの時間、費用を考えると困難なのでは？
98	たとえば罰金を取るとしたら、ずっとその場所に立っていなければならなくなる。そのようなことができるかどうか疑問である。
99	古紙等の資源物の持ち去りは困るが、その他の再利用できる物を持っていくのは、悪いことではないと思う。もちろん、資源物の扱いとは違うが、一工夫の規制が必要。
100	罰金処分の適用の正否については、時間をかけて議論する必要があると思うが、まずは、持ち去り行為をする業者に徹底して注意を促すことが第一であると思う。
101	所有権の問題。
102	近くの障害者施設に対するボランティアとして、我が町内会の了解のもと、空き缶(主にビールのアルミ缶)を収集して施設に届けている。
103	そもそも、正規業者なのか持ち去りなのか判断できないため。
104	持ち去り行為なのかどうか区別するのが難しいので、私たちが目撃してもわかりにくいところが問題点になるのではないかと。
105	持ち去らぬように注意を促す表示をした上で次に進めては？そのようなことがアンケートにあるということは今まで色々あったと思うが「注意」とか「警告」をしたのか？
106	見張りとかごみ当番者に資格を与えたりして、ごみ集積場所を厳しく見られるようにして不正防止したらよいと思う。

「無回答・その他」の方の回答	
1	持ち去り行為を防ぐためには、適切な管理体制(形はいろいろ)をとることが有効である。そのための有効な提案対策に力を入れる必要がある。罰金適用は、たまたまその個人を罰するに過ぎず、持ち去り行為が行われる背景、社会的な状況を正すものとはなりえないのではない。
2	回収場所がマンション内のため、持ち去りがない。
3	集団回収の資源物の持ち去り行為を刑事処分の対象にしたからといって、威嚇だけで実効性はないと思う。未然に防ぐ対策を考えるべきである。回収方法、場所、その他工夫の余地はまだたくさんあると思う。(このようなアンケート自体も気休めにすぎず、税金の無駄遣いだ。)
4	無駄な条例・仕事をふやして経費アップはすべきではない。
5	刑事処分として罰金の適用を検討しても、実際には近くにおいて、見ている人でも注意をしない人もいるし、注意をしても無視して実行する人もいるので、難しい問題だと思う。実施する団体が持ち去られない工夫を考えたらどうか。町内会等は個々の方々の物を収集するので難しい点もあるかと思うが、私どもはマンションなので、屋内での収集を実施している。(外からわからないところに回収場所を設置。)基本的には個人の意識の向上の上に成り立つ問題と考える。子どもたちの未来に向けて、大人がきちんとした生活を見せて、教えていくことではないか。
6	町内会の集団回収で集めた物が持ち去られた場合は、罰金刑が望ましい。市の通常回収の場合は、望ましくない。市の回収の場合、罰金を科すべきとの意見もある。一方、それで生活が成り立っているなら、大目に見たらとの意見もある。(生活保護費の代わりとも言えるのでは。)
7	条例としては望ましいのだが、罰金までは考えていない。
8	明らかに他業者が仕事として持ち去る場合は望ましい。仕事がなく、食べるために小遣いを得るための場合は、罰金は望ましくない。(ホームレスの人にはその他の方法を。)
9	持ち去り者が生活費補てんなのか小遣い稼ぎかわからないが、むしろ買い取り業者に盗品買い取りの行政指導を徹底すべきではないかと考える。
10	部外者が持ち去るということは防犯上の問題もあり、回収により少しでも役立てようとするリサイクル活動を妨げていることなので、何らかの処分は必要と思うが、罰金処分の適用まではわからない。
11	市・自治体(会)の努力が報われない、効果があると思う、奨励金がなくなるのは好ましくない、との理由により望ましい。一方、警告にはなると思うが、効果が期待できるかはわからない。

資源集団回収を実施している団体の皆様へ

横浜市会 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会

資源物持ち去りに対する市民アンケートのお願い

平成23年12月

横浜市では、市民の皆さんが分別し集積所に出された新聞・古紙や空き缶などの資源物を、市の登録業者以外の者が無断で持ち去る、「持ち去り行為」が多発しています。

横浜市は中期4か年計画で古紙の集団回収100%を目指していますが、持ち去り行為があると、町内会や子供会などの実施団体、また、資源回収業者双方に奨励金が交付されなくなるばかりか、横浜市が循環型社会を目指すうえで、市民の皆さんが自主的に行う回収活動に大きな支障をきたします。

そこで、横浜市会の常任委員会である温暖化対策・環境創造・資源循環委員会では、委員会として持ち去り対策条例を提案すべく条例案の検討を開始しています。

つきましては、広く関係者の皆様からご意見をいただきたく、資源物持ち去りに対するアンケートにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

<持ち去り行為について>

1、あなたの地域（または回収地域）では、市の登録業者以外の者が無断で資源物を持ち去るいわゆる「持ち去り行為」が行われていますか？（1つを選択）

A、行われている B、行われていない C、分からない
（区名 ）

2、持ち去り行為で迷惑していること、また問題点は何ですか？（自由回答）

<持ち去り対策について>

1、現在、当委員会では「持ち去り行為」について、刑事処分として扱われる罰金の適用を視野に検討をしています。あなたは、持ち去り行為を防ぐための罰金処分の適用についてどう思いますか？（1つを選択）

A、望ましい B、望ましくない C、分からない

2、その理由は何ですか？（自由回答）

ご協力ありがとうございました！

平成24年1月18日（水）までにFAXにてご回答をお願いします。

（このまま送信してください）

FAX送信先：

045-681-7388

◆お問い合わせ先◆

横浜市議会局議事課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-3045

FAX 045-681-7388